

# 積立金の管理及び運用に関し管理運用主体が 遵守すべき事項に係る各制度の現状

平成 25 年 12 月 9 日

厚生労働省



| 項 目   | ページ番号 |
|---|-------|
| 各運用主体がモデルポートフォリオを踏まえて基本ポートフォリオを策定すること<br>・基本ポートフォリオの策定・管理<br>・基本ポートフォリオの見直し | 2     |
| リスク・リターン特性の異なる複数の資産に分散投資すること  | 7     |
| 市場や民間の活動への影響に配慮すること   | 11    |
| 流動性の確保に留意すること   | 13    |
| 運用実績を公開すること   | 16    |
| 運用実績の評価方法（運用受託機関等の管理・評価）等を記載すること  | 19    |
| その他<br>・リスク管理に関すること   | 25    |
| ・運用手法（パッシブ運用・アクティブ運用、対象資産）に関すること  | 33    |
| ・ベンチマークの設定に関すること  | 39    |

各運用主体がモデルポートフォリオを踏まえて  
基本ポートフォリオを策定すること

- ・基本ポートフォリオの策定・管理
- ・基本ポートフォリオの見直し

|                            |                        | 基本ポートフォリオの策定・管理  | 基本ポートフォリオの見直し   |      |      |      |      |      |        |     |     |     |     |    |       |      |      |      |      |   |
|----------------------------|------------------------|--|---|------|------|------|------|------|--------|-----|-----|-----|-----|----|-------|------|------|------|------|---|
| 厚<br>生<br>年<br>金<br>保<br>険 | 国                      | <p><b>年金積立金管理運用独立行政法人法</b><br/>(運用委員会の設置及び権限)<br/>第十五条 管理運用法人に、運用委員会を置く。<br/>2 次に掲げる事項は、運用委員会の議を経なければならない。<br/>一 (略)<br/>二 通則法第三十条第一項に規定する中期計画(第二十条において「中期計画」という。)の作成又は変更<br/>3 運用委員会は、年金積立金の運用状況その他の管理運用業務の実施状況を監視する。<br/>4 (略)<br/>(中期計画の記載事項)<br/>第二十条 管理運用法人は、中期計画に、次に掲げる事項を定めるものとする。<br/>一 (略)<br/>二 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項<br/>三 (略)<br/>2 前項各号に掲げる事項は、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮するとともに、年金積立金の運用が市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ、安全かつ確実を基本とし、年金積立金の運用が特定の方法に集中せず、かつ、厚生年金保険法第七十九条の二及び国民年金法第七十五条の目的に適合するものでなければならない。<br/>3 第一項第二号に掲げる事項は、厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通し及び国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通しを勘案し、かつ、年金積立金の運用収入の変動の可能性に留意したものでなければならない。<br/>4 運用委員会は、前二項に規定するもののほか、管理運用業務に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。</p>   |   |      |      |      |      |      |        |     |     |     |     |    |       |      |      |      |      |   |
|                            | 年金積立金管理運用独立行政法人第二期中期目標 | <p>第2 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項<br/>4. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項<br/>(1)ポートフォリオの策定<br/>ポートフォリオの策定に当たっては、運用目標に沿った資産構成とし、安全・効率的かつ確実なポートフォリオとすること。その際、世界経済の動向を注視し、それに適切に対応するとともに、特に株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行うこと。</p>  | <p><b>年金積立金管理運用独立行政法人第二期中期目標</b><br/>第2 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項<br/>4. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項<br/>(2)ポートフォリオの見直し<br/>市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、急激な市場の変動があった場合には、中期目標期間中であっても、必要に応じて見直しの検討を行うこと。</p> |      |      |      |      |      |        |     |     |     |     |    |       |      |      |      |      |   |
|                            | 年金積立金管理運用独立行政法人第二期中期計画 | <p>第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項<br/>4. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項<br/>(1)基本ポートフォリオの基本的考え方<br/>基本ポートフォリオの策定に当たっては、運用目標に沿った安全・効率的かつ確実な資産構成割合とする。その際、世界経済の動向を注視し、それに適切に対応するとともに、特に株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行う。<br/>(2)基本ポートフォリオ<br/>基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産とし、基本ポートフォリオ及び乖離許容幅を次のとおり定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国内債券</th> <th>国内株式</th> <th>外国債券</th> <th>外国株式</th> <th>短期資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資産構成割合</td> <td>60%</td> <td>12%</td> <td>11%</td> <td>12%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>乖離許容幅</td> <td>± 8%</td> <td>± 6%</td> <td>± 5%</td> <td>± 5%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>管理運用方針</b><br/>第2 年金積立金の管理及び運用における資産の構成並びに管理及び運用の手法に関する事項<br/>2. 管理及び運用の手法<br/>(1)年金積立金全体の資産構成割合<br/>資産構成割合の変更等<br/>年金積立金(厚生年金保険及び国民年金における積立金をいう。)全体の資産構成割合が基本ポートフォリオの乖離許容幅を超えて乖離している場合には、その範囲内に収まるよう資産構成割合の変更等を行う。<br/>変更等を行う場合の市場の状況等の勘案<br/>の規定により資産構成割合の変更等を行う場合には、市場の状況等を勘案することができるものとする。(以下略)</p> |   | 国内債券 | 国内株式 | 外国債券 | 外国株式 | 短期資産 | 資産構成割合 | 60% | 12% | 11% | 12% | 5% | 乖離許容幅 | ± 8% | ± 6% | ± 5% | ± 5% | — |
|                            | 国内債券                   | 国内株式   | 外国債券  | 外国株式 | 短期資産 |      |      |      |        |     |     |     |     |    |       |      |      |      |      |   |
| 資産構成割合                     | 60%                    | 12%  | 11%   | 12%  | 5%   |      |      |      |        |     |     |     |     |    |       |      |      |      |      |   |
| 乖離許容幅                      | ± 8%                   | ± 6%   | ± 5%  | ± 5% | —    |      |      |      |        |     |     |     |     |    |       |      |      |      |      |   |

|  |              | 基本ポートフォリオの策定・管理   | 基本ポートフォリオの見直し |       |      |      |      |      |       |  |      |  |      |      |      |      |     |     |    |    |     |      |      |  |     |     |     |     |     |     |       |  |      |      |  |  |  |  |  |  |  |     |       |  |      |      |      |      |      |      |
|--|--------------|---|---------------|-------|------|------|------|------|-------|--|------|--|------|------|------|------|-----|-----|----|----|-----|------|------|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|--|------|------|--|--|--|--|--|--|--|-----|-------|--|------|------|------|------|------|------|
| 国<br><br>家<br><br>公<br><br>務<br><br>員<br><br>共<br><br>済<br><br>組<br><br>合<br><br>連<br><br>合<br><br>会 | 国            | <p><b>国家公務員共済組合法施行令</b><br/>(連合会の積立金等の運用の基本方針)<br/>第九条の二 連合会は、積立金及び長期給付の支払上の余裕金(次条において「積立金」という。)について、その運用に関する基本方針を定め、これに基づいて運用しなければならない。</p> <p><b>国家公務員共済組合法施行規則</b><br/>(連合会の積立金等の運用の基本方針)<br/>第八十五条の二の二 令第九条の二に規定する積立金等の運用に関する基本方針(以下この条において単に「基本方針」という。)は、次に掲げる事項について定めるものとする。<br/>一 (略)<br/>二 積立金等の運用における資産の構成に関する事項<br/>三・四 (略)<br/>2 連合会は、毎年少なくとも一回、基本方針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。<br/>3 (略)</p>   |               |       |      |      |      |      |       |  |      |  |      |      |      |      |     |     |    |    |     |      |      |  |     |     |     |     |     |     |       |  |      |      |  |  |  |  |  |  |  |     |       |  |      |      |      |      |      |      |
|  | 国家公務員共済組合連合会 | <p><b>積立金等の運用の基本方針</b><br/>第1章 基本的考え方<br/>第3節 基本ポートフォリオ<br/>1. 基本ポートフォリオの策定<br/>連合会は、積立金等の安全かつ効率的運用を行い、もって運用の目的を達成するため、基本となる投資対象資産の基本ポートフォリオを策定し、これに基づく資産配分を維持するように努めるものとする。この基本ポートフォリオは、時価ベースにより中長期的観点から策定し、毎年検証を行うとともに、諸条件に著しい変化があった場合は可及的速やかに見直しを行う。それらの結果、必要があると認めるときは、基本ポートフォリオの変更を行う。<br/>基本ポートフォリオ策定におけるリスク許容度は、年金成熟度が一貫して高まりを見せている現状に鑑み、安全性を十分確保したものである。</p> <p>2. 基本ポートフォリオと乖離許容幅<br/>基本ポートフォリオ(時価ベース)の、ポートフォリオ特性、資産配分割合、乖離許容幅及びリバランスルールは次のとおりとする。<br/>これは、資産運用委員会意見書「新しい基本ポートフォリオの策定について」(平成22年3月8日)で推奨された最適資産構成割合を採用している。</p> <p>ポートフォリオ特性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標収益率</th> <th>標準偏差</th> <th>/</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.6%</td> <td>1.8%</td> <td>0.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)目標収益率は、物価上昇率控除後の実質値である。</p> <p>資産構成割合及び乖離許容幅 (単位: %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">国内債券</th> <th rowspan="2">国内株式</th> <th rowspan="2">外国債券</th> <th rowspan="2">外国株式</th> <th rowspan="2">短期資産</th> <th rowspan="2">不動産</th> <th rowspan="2">貸付金</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>債券</th> <th>預託金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資産配分</td> <td colspan="2">80.0</td> <td>5.0</td> <td>0.0</td> <td>5.0</td> <td>4.0</td> <td>2.0</td> <td>4.0</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25.0</td> <td>55.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>乖離幅</td> <td colspan="2">±12.0</td> <td>±3.0</td> <td>+1.5</td> <td>±3.0</td> <td>±4.0</td> <td>±2.0</td> <td>±4.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 国内債券は、今後金利の上昇に伴い、順次超長期債券に切り替えていく(国内債券に占める超長期債ウエイトを半分程度に引き上げていくことを目指す)。<br/>(注2) 外国株式のヘッジ比率は20%、外国債券のヘッジ比率は40%とする。</p> <p>リバランスルール(国内株式、外国株式)<br/>リバランスについては、乖離許容幅の範囲内において、市場の動向を定性・定量的な観点から適切に判断し、実施することとする。</p> |               | 目標収益率 | 標準偏差 | /    | 1.6% | 1.8% | 0.9   |  | 国内債券 |  | 国内株式 | 外国債券 | 外国株式 | 短期資産 | 不動産 | 貸付金 | 合計 | 債券 | 預託金 | 資産配分 | 80.0 |  | 5.0 | 0.0 | 5.0 | 4.0 | 2.0 | 4.0 | 100.0 |  | 25.0 | 55.0 |  |  |  |  |  |  |  | 乖離幅 | ±12.0 |  | ±3.0 | +1.5 | ±3.0 | ±4.0 | ±2.0 | ±4.0 |
| 目標収益率  | 標準偏差         | /   |               |       |      |      |      |      |       |  |      |  |      |      |      |      |     |     |    |    |     |      |      |  |     |     |     |     |     |     |       |  |      |      |  |  |  |  |  |  |  |     |       |  |      |      |      |      |      |      |
| 1.6%   | 1.8%         | 0.9   |               |       |      |      |      |      |       |  |      |  |      |      |      |      |     |     |    |    |     |      |      |  |     |     |     |     |     |     |       |  |      |      |  |  |  |  |  |  |  |     |       |  |      |      |      |      |      |      |
|  | 国内債券         |   | 国内株式          | 外国債券  | 外国株式 | 短期資産 | 不動産  | 貸付金  | 合計    |  |      |  |      |      |      |      |     |     |    |    |     |      |      |  |     |     |     |     |     |     |       |  |      |      |  |  |  |  |  |  |  |     |       |  |      |      |      |      |      |      |
|  | 債券           | 預託金   |               |       |      |      |      |      |       |  |      |  |      |      |      |      |     |     |    |    |     |      |      |  |     |     |     |     |     |     |       |  |      |      |  |  |  |  |  |  |  |     |       |  |      |      |      |      |      |      |
| 資産配分   | 80.0         |   | 5.0           | 0.0   | 5.0  | 4.0  | 2.0  | 4.0  | 100.0 |  |      |  |      |      |      |      |     |     |    |    |     |      |      |  |     |     |     |     |     |     |       |  |      |      |  |  |  |  |  |  |  |     |       |  |      |      |      |      |      |      |
|  | 25.0         | 55.0  |               |       |      |      |      |      |       |  |      |  |      |      |      |      |     |     |    |    |     |      |      |  |     |     |     |     |     |     |       |  |      |      |  |  |  |  |  |  |  |     |       |  |      |      |      |      |      |      |
| 乖離幅  | ±12.0        |   | ±3.0          | +1.5  | ±3.0 | ±4.0 | ±2.0 | ±4.0 |       |  |      |  |      |      |      |      |     |     |    |    |     |      |      |  |     |     |     |     |     |     |       |  |      |      |  |  |  |  |  |  |  |     |       |  |      |      |      |      |      |      |

|  |              | 基本ポートフォリオの策定・管理  | 基本ポートフォリオの見直し |      |        |      |      |    |       |       |       |       |      |        |
|--|--------------|--|---------------|------|--------|------|------|----|-------|-------|-------|-------|------|--------|
| 地<br>方<br>公<br>務<br>員<br>共<br>済<br>組<br>合<br>連<br>合<br>会 | 国            | <p><b>地方公務員等共済組合法施行令</b><br/>(資金の運用)<br/>第十六条 1～3 (略)<br/>4 組合は、業務上の余裕金の運用に関する基本方針を作成し、当該基本方針につき主務大臣の承認を受けた場合において、当該基本方針に基づいて、その業務上の余裕金を第一項第三号に掲げる信託(運用方法を特定するものに限る。)又は同項第六号に掲げる保険料の払込み(前項の規定により主務大臣が定める保険料の払込みに限る。)に運用するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による主務大臣の承認を受けることを要しない。</p> <p>第21条の4において、地方公務員共済組合連合会に準用</p>   |               |      |        |      |      |    |       |       |       |       |      |        |
|  | 地方公務員共済組合連合会 | <p><b>長期給付積立金に関する基本運用方針</b><br/>運用に係る長期的な観点からの資産の構成に関する事項</p> <p>1 基本ポートフォリオ<br/>(1)基本ポートフォリオの策定<br/>- 2の運用の目的を達成するため、基本となる投資対象資産の基本ポートフォリオを長期的観点から策定し、これに基づく資産配分を維持するよう努めるものとする。<br/>(2)基本ポートフォリオ<br/>基本ポートフォリオは以下のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国内債券</th> <th>国内株式</th> <th>外国債券</th> <th>外国株式</th> <th>短期資産</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>64.0%</td> <td>14.0%</td> <td>10.0%</td> <td>11.0%</td> <td>1.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 国内債券には、生命保険(一般勘定に限る)、義務運用資産を含む。<br/>数値は原則として時価ベースとする。<br/>時価変動等を考慮し、許容乖離幅は、国内債券±5%、国内株式±5%、外国債券±5%、外国株式±5%、短期資産+3%、-1%とする。</p> <p>2 基本ポートフォリオの管理<br/>運用資産は毎月原則として時価評価し、ポートフォリオが基本ポートフォリオに対してあらかじめ定められた乖離幅内に存在することを確認する。</p> | 国内債券          | 国内株式 | 外国債券   | 外国株式 | 短期資産 | 合計 | 64.0% | 14.0% | 10.0% | 11.0% | 1.0% | 100.0% |
| 国内債券   | 国内株式         | 外国債券   | 外国株式          | 短期資産 | 合計     |      |      |    |       |       |       |       |      |        |
| 64.0%  | 14.0%        | 10.0%  | 11.0%         | 1.0% | 100.0% |      |      |    |       |       |       |       |      |        |

|                           |  | 基本ポートフォリオの策定・管理   | 基本ポートフォリオの見直し |      |       |      |      |      |      |      |      |      |    |     |     |     |     |     |     |   |     |  |     |     |     |  |  |     |  |  |  |  |
|---------------------------|--|---|---------------|------|-------|------|------|------|------|------|------|------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---|-----|--|-----|-----|-----|--|--|-----|--|--|--|--|
| 私立<br>学校<br>教職<br>員共<br>済 | 国                                      | -   | -             |      |       |      |      |      |      |      |      |      |    |     |     |     |     |     |     |   |     |  |     |     |     |  |  |     |  |  |  |  |
|                           | 日本<br>私立<br>学校<br>振興<br>・共<br>済事<br>業団 | <p><b>長期勘定の積立金等の運用に関する基本方針</b><br/>運用における資産の構成に関する事項</p> <p>1 基本ポートフォリオ</p> <p>(1)基本ポートフォリオの策定<br/>- 2の運用の目的を達成するため、基本となる投資対象資産の基本ポートフォリオを中長期的観点から策定し、これに基づく資産配分を維持するよう努めるものとする。</p> <p>(2)基本ポートフォリオ<br/>基本ポートフォリオの資産配分割合及び乖離幅を別表1のとおり定める。<br/>(別表1) 基本ポートフォリオの資産配分割合及び乖離幅</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資産区分</th> <th rowspan="2">短期資産</th> <th colspan="2">国内債券計</th> <th rowspan="2">国内株式</th> <th rowspan="2">外国債券</th> <th rowspan="2">外国株式</th> </tr> <tr> <th>国内債券</th> <th>貸付金等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資産配分</td> <td>5%</td> <td>47%</td> <td>18%</td> <td>10%</td> <td>10%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>乖離幅</td> <td>-</td> <td colspan="2">65%</td> <td>±3%</td> <td>±3%</td> <td>±3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">±9%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 基本ポートフォリオの管理<br/>運用資産は毎月、基本ポートフォリオに対してあらかじめ定められた乖離幅内に存在するか否かを点検し、必要に応じてリバランスを実施するものとする。<br/>上記リバランスについては、原則として、市場の動向を定性・定量的な観点から適切に判断し、乖離幅の範囲内において実施するものとする。</p> <p>その他必要な事項</p> <p>1 基本方針の見直し</p> <p>(1)略</p> <p>(2)私学事業団は、本運用基本方針、基本ポートフォリオ等、積立金等の運用に関する重要事項の策定及び改定等については、資産運用検討委員会の意見を聴き、助言を受けるものとする。資産運用検討委員会は、外部の学識経験者等で構成するものとし、その設置要綱については、別に定める。</p> <p>(以下略)</p> | 資産区分          | 短期資産 | 国内債券計 |      | 国内株式 | 外国債券 | 外国株式 | 国内債券 | 貸付金等 | 資産配分 | 5% | 47% | 18% | 10% | 10% | 10% | 乖離幅 | - | 65% |  | ±3% | ±3% | ±3% |  |  | ±9% |  |  |  |  |
| 資産区分                      | 短期資産                                   | 国内債券計   |               |      | 国内株式  | 外国債券 |      |      |      | 外国株式 |      |      |    |     |     |     |     |     |     |   |     |  |     |     |     |  |  |     |  |  |  |  |
|                           |  | 国内債券  | 貸付金等          |      |       |      |      |      |      |      |      |      |    |     |     |     |     |     |     |   |     |  |     |     |     |  |  |     |  |  |  |  |
| 資産配分                      | 5%                                     | 47%   | 18%           | 10%  | 10%   | 10%  |      |      |      |      |      |      |    |     |     |     |     |     |     |   |     |  |     |     |     |  |  |     |  |  |  |  |
| 乖離幅                       | -                                      | 65%   |               | ±3%  | ±3%   | ±3%  |      |      |      |      |      |      |    |     |     |     |     |     |     |   |     |  |     |     |     |  |  |     |  |  |  |  |
|                           |  | ±9%   |               |      |       |      |      |      |      |      |      |      |    |     |     |     |     |     |     |   |     |  |     |     |     |  |  |     |  |  |  |  |

リスク・リターン特性の異なる複数の資産に  
分散投資すること

|   |   |
|---|---|
| 厚<br>生<br>年<br>金<br>保<br>険<br><br>年<br>金<br>積<br>立<br>金<br>管<br>理<br>運<br>用<br>独<br>立<br>行<br>政<br>法<br>人 | <p><b>厚生年金保険法</b><br/>                 第四章の二 積立金の運用<br/>                 (運用の目的)<br/>                 第七十九条の二 年金特別会計の厚生年金勘定の積立金(以下この章において「積立金」という。)の運用は、積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。</p> <p><b>年金積立金管理運用独立行政法人法</b><br/>                 (役員等の注意義務)<br/>                 第十一条 管理運用法人の役員及び職員は、年金積立金が厚生年金保険及び国民年金の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。<br/>                 2 理事長及び理事は、第十八条第一号に掲げる業務(以下「管理運用業務」という。)に関する職務の執行に際しては、委任を受けて他人のために資産の管理及び運用を行う者であってその職務に関して一般に認められている専門的な知見に基づき慎重な判断を行うものが同様の状況の下で払う注意に相当する注意(第二十二條において「慎重な専門家の注意」という。)を払わなければならない。<br/>                 3 理事長及び理事は、管理運用業務について、この法律、厚生年金保険法若しくは国民年金法、これらの法律に基づく命令若しくは通則法若しくはこの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分又は管理運用法人が定める業務方法書その他の規則を遵守し、管理運用法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。<br/>                 (運用委員会の設置及び権限)<br/>                 第十五条<br/>                 3 運用委員会は、年金積立金の運用状況その他の管理運用業務の実施状況を監視する。<br/>                 (年金積立金の管理及び運用に関する契約)<br/>                 第二十二條 管理運用法人は、年金積立金の管理及び運用に関して、次に掲げる契約を締結するときは、当該契約において、当該契約の相手方が慎重な専門家の注意を払うとともに、法令及び管理運用法人と締結した契約その他の規程を遵守し、管理運用法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない旨の規定を定めなければならない。<br/>                 一～三 (略)</p> <p><b>年金積立金管理運用独立行政法人第二期中期目標</b><br/>                 第2 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項<br/>                 2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法<br/>                 (3)年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理<br/>                 年金積立金については、分散投資による運用管理を行い、また、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこと。<br/>                 適切かつ円滑なりバランスの実施に必要な機能の強化を図るとともに、複合ベンチマーク収益率(各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの)によるリスク管理を行うこと。</p> |
|   | <p><b>年金積立金管理運用独立行政法人第二期中期計画</b><br/>                 第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項<br/>                 2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法<br/>                 (2)年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理<br/>                 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。<br/>                 また、厚生労働大臣から寄託された年金積立金について、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下の方法によりリスク管理を行う。<br/>                 資産全体<br/>                 基本ポートフォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。また、適切かつ円滑なりバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を図る。<br/>                 さらに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率(各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの)との乖離要因の分析等を行う。<br/>                 各資産<br/>                 市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、外国資産については、カントリーリスクも注視する。</p>   |

|         |              | リスク・リターン特性の異なる複数の資産に分散投資すること  |
|---------|--------------|---|
| 国家公務員共済 | 国            | -   |
|         | 国家公務員共済組合連合会 | <p><b>積立金等の運用の基本方針</b></p> <p>第4章 自家運用</p> <p>第3節 管理運用上の留意事項</p> <p>2. 集中投資の制約</p> <p>国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券(金融債を除く。)以外の債券を取得する場合には、同一の発行体が発行した債券への投資額は、債券保有総額(時価総額とする。以下同じ。)の10%を超えないものとする。</p> <p>この割合を超えることとなった場合は、可及的速やかに割合を改めるものとするが、資産売却等にかかる運用損失の発生を最小限にとどめるよう留意する(この取扱いは、以下本章において一定割合の保有制限を定めている場合、同様とする。)</p> <p>第5章 信託(包括信託又は金銭信託)による委託運用</p> <p>第7節 資産運用上の遵守事項</p> <p>1. 共通事項</p> <p>連合会は、運用委託機関に対して、次の事項を遵守するように指示する。</p> <p>(1)分散投資の原則</p> <p>公社債については、発行体及び残存期間等の適切な分散化を図る。株式については、業種及び銘柄について適切な分散化を図る。また、外貨建資産については、さらに投資対象国及び通貨について適切な分散化を図る。</p>  |
| 地方公務員共済 | 国            | -   |
|         | 地方公務員共済組合連合会 | <p><b>長期給付積立金に関する基本運用方針</b></p> <p>資産の管理及び運用に関する事項</p> <p>3 自家運用</p> <p>(3)長期運用</p> <p>イ 管理運用上の留意事項</p> <p>(ア)分散投資</p> <p>国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券(金融債を除く。)以外の債券を取得する場合には、同一の発行体が発行した債券への投資額は、自家運用資産の10%以内とする。</p> <p>4 信託による委託運用</p> <p>投資顧問会社との投資一任契約による特定金銭信託及び特定包括信託並びに信託業務を行う銀行の単独運用指定金銭信託及び単独運用指定包括信託による委託運用は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>連合会は、資産の運用を委託する機関(以下「運用受託者」という。)及び資産の管理を委託する機関(以下「委託運用資産管理受託者」という。)に対し、本方針に基づき資産の管理運用を行わせるものとする。</p> <p>(1)・(2)略</p> <p>(3)運用受託者への基準とする資産の比率(以下「基準運用割合」という。)の指示</p> <p>基本ポートフォリオに基づき、資産の構成割合、運用スタイルの分散等を考慮し、運用受託者の特性及び評価に応じて、基準運用割合を指示するものとする。</p> <p>なお、基準運用割合を変更することが適当であると認められる場合には、速やかに変更を指示するものとする。</p> <p>(4)運用上の遵守事項</p> <p>運用受託者が提案し、連合会が合意した投資対象資産、運用手法、運用目標数値及びリスク管理指標並びに連合会が指定するベンチマーク(以下「ベンチマーク」という。)その他以下の事項に関する運用ガイドラインを提示し、その遵守状況を管理するとともに必要な指示を行うものとする。</p> |

|           |               | リスク・リターン特性の異なる複数の資産に分散投資すること   |
|-----------|---------------|--|
| 地方公務員共済   | 地方公務員共済組合連合会  | <p>一般的事項</p> <p>才 投資に関する留意事項</p> <p>運用受託者は、有価証券等への投資に際しては次の事項に留意しなければならない。</p> <p>(ア)十分な調査及び分析を行った上で投資を行うとともに、適切な分散化を図ること。また、特に外貨建資産については、政治及び経済の安定性並びに決済システム、取引規制、税制等の市場の特性を十分勘案した上で、投資対象国及び通貨を選定すること。</p> <p>(イ)略</p> <p>(ウ)国内株式、国内債券(国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券を除く。)、外国株式及び外国債券(ベンチマーク構成国の国債を除く。)を取得する場合、同一発行体への投資は、当該資産の時価の10%を上限とし、ベンチマークにおける個別銘柄の時価構成比がこの制限を超える場合等、合理的な理由によりこれを上回る場合には報告すること。</p> |
|           | 国             | -  |
| 私立学校教職員共済 | 日本私立学校振興共済事業団 | <p>長期勘定の積立金等の運用に関する基本方針</p> <p>資産の管理及び運用に関する事項</p> <p>1 資金運用の管理</p> <p>積立金等の運用に当たり、各運用資産の配分について「年間資金収入支出予定」を策定することで、資金の収入及び支出の状況を管理するものとする。</p> <p>3 自家運用</p> <p>(1) 目的</p> <p>自家運用は長期にわたり安定的に給付を行うため、インカム収入を確保することを目的とし、国内債券を中心に運用するものとする。</p> <p>4 信託による委託運用</p> <p>(1) 目的</p> <p>信託による委託運用は、収益向上を目的とし、国内株式、外国株式、外国債券等で運用するものとする。</p>  |

市場や民間の活動への影響に配慮すること

|           |                 | 市場や民間の活動への影響に配慮すること  |
|-----------|-----------------|--|
| 厚生年金保険    | 国               | <p><b>年金積立金管理運用独立行政法人第二期中期目標</b><br/> 第2 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項<br/> 5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項<br/> (1) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮<br/> 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないように努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努めること。<br/> 民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう配慮するとともに、企業経営等に与える影響を考慮しつつ、長期的な株主等の利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使などの適切な対応を行うこと。企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。</p>  |
|           | 年金積立金管理運用独立行政法人 | <p><b>年金積立金管理運用独立行政法人第二期中期計画</b><br/> 第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項<br/> 5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項<br/> (1) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮<br/> 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないように努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。<br/> また、民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう、以下の点について配慮する。<br/> 運用受託機関ごと(自家運用を含む。)に同一企業発行有価証券の保有について制限を設ける。<br/> 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。<br/> 企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。</p> |
| 国家公務員共済   | 国               | -  |
|           | 国家公務員共済組合連合会    | <p><b>積立金等の運用の基本方針</b><br/> 第5章 信託(包括信託又は金銭信託)による委託運用<br/> 第3節 議決権行使<br/> 連合会は、運用委託機関に対して、運用委託資産を構成する株式にかかる議決権については、連合会から特段の指図がない限り、専ら連合会の経済的利益の増大を図る目的で行使するよう指示する。その場合、運用委託機関に対して議決権行使に関する方針や行使状況について報告を求めることとする。<br/> また、議決権行使を含め、連合会のコーポレートガバナンス政策(コーポレートガバナンス原則)を開示する。</p>   |
| 地方公務員共済   | 国               | -  |
|           | 地方公務員共済組合連合会    | <p><b>長期給付積立金に関する基本運用方針</b><br/> 資産の管理及び運用に関する事項<br/> 4 信託による委託運用<br/> (2) 議決権の行使<br/> 株主議決権は、企業が長期的に株主の利益を最大にするような企業経営を行うよう、行使するものとする。<br/> 連合会が個別に行使の指図を行う場合には、受託者は、当該指図に従い行使するものとし、個別に行使の指図を行わない場合には、受託者は、連合会が提示した株主議決権行使ガイドラインに則り行使するものとする。<br/> 連合会は、受託者に対し株主議決権の行使状況の報告を求めるものとする。</p>  |
| 私立学校教職員共済 | 国               | -  |
|           | 日本私立学校振興共済事業団   | <p><b>長期勘定の積立金等の運用に関する基本方針</b><br/> 資産の管理及び運用に関する事項<br/> 4 信託による委託運用<br/> (3) 議決権の行使<br/> 株主議決権は、別に定める「株主議決権行使に関する実務ガイドライン」に基づき、企業が長期的に株主の利益を最大にするような企業経営を行うよう、行使するものとする。私学事業団は、受託者に対し株主議決権の行使状況の報告を求めるものとする。</p>  |

流動性の確保に留意すること

|         |                 | 流動性の確保に留意すること  |
|---------|-----------------|--|
| 厚生年金保険  | 国               | <p><b>年金積立金管理運用独立行政法人第二期中期目標</b></p> <p>第2 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項</p> <p>5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>(2) 年金給付のための流動性の確保</p> <p>年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性(現金等)を確保すること。</p> <p>その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために必要な機能の強化を図ること。また、短期借入も活用できるようにすること。</p>  |
|         | 年金積立金管理運用独立行政法人 | <p><b>年金積立金管理運用独立行政法人第二期中期計画</b></p> <p>第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項</p> <p>5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>(2) 年金給付のための流動性の確保</p> <p>年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性(現金等)を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。</p> <p>その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を図る。</p>  |
| 国家公務員共済 | 国               | -  |
|         | 国家公務員共済組合連合会    | <p><b>積立金等の運用の基本方針</b></p> <p>第4章 自家運用</p> <p>第1節 自家運用の基本方針</p> <p>連合会は、積立金等の安全かつ効率的な運用に資するため、積立金等の一部について自ら管理運用業務を行う。この自家運用に当たっては、短期運用及び長期運用の別に、次の基本方針に基づき管理運用を実行するものとする。</p> <p>1. 短期運用</p> <p>短期運用は、主として年6回の年金の支給に関する原資の運用であって、月次の資金計画に基づき、安全性及び流動性を最優先に確保した上で、運用可能期間及び短期金利の動向を勘案し、有利運用に努める。</p> <p>また、短期運用の手元資金は、必要最小限にとどめる。</p> <p>なお、平成17年4月に全面解禁されたペイオフのリスクを十分考慮する。</p> <p>2. 長期運用</p> <p>長期運用は、安全性及び流動性を考慮しつつ、表面利率、取得単価、残存期間及び金利動向等を勘案の上長期的に有利な運用に努める。</p> <p>第3節 管理運用上の留意事項</p> <p>1. 流動性の確保</p> <p>購入する債券は、流動性に十分配慮する。</p> <p>第5章 信託(包括信託又は金銭信託)による委託運用</p> <p>第7節 資産運用上の遵守事項</p> <p>連合会は、運用委託機関に対して、次の事項を遵守するように指示する。</p> <p>1. 共通事項</p> <p>(3) 流動性の確保</p> <p>資産全体の流動性を十分確保する。なお、短期資金は、合理的理由がない限り最小限とする。</p> |

|           |               | 流動性の確保に留意すること   |
|-----------|---------------|---|
| 地方公務員共済   | 国             | -   |
|           | 地方公務員共済組合連合会  | <p><b>長期給付積立金に関する基本運用方針</b><br/>資産の管理及び運用に関する事項</p> <p>3 自家運用<br/>連合会は、長期給付積立金の安全かつ効率的な運用に資するため、その一部について、長期、短期(一時)の別に次の基本方針に基づき、管理運用業務を行う。</p> <p>ア 長期運用<br/>公社債等の取得は、次の事項を勘案し、長期的に有利な運用に努める。<br/>発行体の信用力及び市場流動性<br/>表面利率、取得単価及び残存期間<br/>金利見通し</p> <p>イ 短期(一時)運用<br/>長期給付経理における効率的な資金配分を図るための運用であって、その金額は必要最小限にとどめるとともに、安全性及び流動性、運用可能期間並びに短期金利の動向を勘案し、有利な運用に努める。</p> <p>4 信託による委託運用<br/>(4)運用上の遵守事項<br/>一般的事項</p> <p>オ 投資に関する留意事項<br/>(イ)個別銘柄の組入れに当たっては、流動性についても十分勘案して行うこと。</p> |
| 私立学校教職員共済 | 国             | -   |
|           | 日本私立学校振興共済事業団 | <p><b>長期勘定の積立金等の運用に関する基本方針</b><br/>資産の管理及び運用に関する事項</p> <p>3 自家運用<br/>(2) 基本方針<br/>私学事業団は、積立金等の安全かつ効率的な運用に資するため、次のとおり自家運用を行うものとする。</p> <p>短期運用<br/>短期運用は、年金給付支払等に係る原資の運用であり、安全性及び流動性、運用可能期間並びに短期金利の動向を勘案し、有利な運用に努めるものとする。<br/>また、手元資金の残高は、必要最小限にとどめるものとする。</p> <p>長期運用<br/>長期運用は、国内債券を中心に発行体の信用力及び市場流動性を考慮しつつ、残存期間及び金利見通し等を勘案し、長期的に有利な運用に努めるものとする。</p>   |

運用実績を公開すること

|         |                 | 運用実績を公開すること  |
|---------|-----------------|--|
| 厚生年金保険  | 国               | <p><b>独立行政法人通則法</b><br/>(業務の公共性、透明性及び自主性)<br/>第三条 (略)<br/>2 独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。<br/>3 (略)<br/>(財務諸表等)<br/>第三十八条<br/>1～3 (略)</p> <p>4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p><b>年金積立金管理運用独立行政法人法</b><br/>第二十六条 管理運用法人は、各事業年度の決算完結後遅滞なく、当該事業年度における年金積立金の資産の額及びその構成割合並びに運用収入の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した業務概況書を作成し、これを公表しなければならない。</p> <p><b>年金積立金管理運用独立行政法人第二期中期目標</b><br/>第2 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項<br/>3. 透明性の向上<br/>年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用結果等について、年度の業務概況書など公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、運用受託機関等の選定過程及び結果の公表、株主議決権の行使の考え方及び結果の公表の更なる充実により、国民に対する情報公開・広報活動の充実を図ること。<br/>また、運用委員会の専門性を十分に活用する観点から、運用受託機関等の選定過程においても、運用委員会の審議を経ること。その際、管理運用委託手数料の水準についても審議の対象とするとともに、その透明性の向上を図ること。<br/>さらに、運用委員会の審議の透明性の確保を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、一定期間を経た後に議事録を公表すること。</p> |
|         | 年金積立金管理運用独立行政法人 | <p><b>年金積立金管理運用独立行政法人第二期中期計画</b><br/>第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項<br/>3. 透明性の向上<br/>年金積立金の管理及び運用に関して、年度の業務概況書など公開資料をより一層分かりやすいように工夫し、引き続き、各年度の管理及び運用実績の状況(運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況及び各運用受託機関等の状況を含む。)等について、毎年1回(各四半期の管理及び運用実績の状況(運用資産全体の状況及び運用資産ごとの状況を含む。)等については四半期ごとに)ホームページ等を活用して迅速に公表する。<br/>また、運用受託機関等の選定過程及び結果の公表、株主議決権の行使の考え方及び結果の公表の更なる充実により、国民に対する情報公開・広報活動の充実を図る。<br/>これらの情報公開に当たっては、市場への影響に留意するものとする。<br/>運用受託機関等の選定について、その過程においても、運用委員会の審議を経る。その際、管理運用委託手数料の水準についても審議の対象とするとともに、その透明性の向上を図る。<br/>加えて、運用委員会の審議の透明性の確保を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、運用委員会の定めるところにより、一定期間を経た後に議事録を公表する。</p>  |
| 国家公務員共済 | 国               | <p><b>国家公務員共済組合法</b><br/>(決算)<br/>第十六条 (略)<br/>2 (略)<br/>3 組合は、前項の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、貸借対照表、損益計算書、附属明細書及び事業状況報告書を各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。<br/>第36条において、国家公務員共済組合連合会に準用</p>  |
|         | 国家公務員共済組合連合会    | <p><b>積立金等の運用の基本方針</b><br/>第1章 基本的考え方<br/>第8節 情報公開<br/>連合会は、運用の基本的方針や運用の結果等、積立金等の運用に関する情報について、時価情報も含め、関係者に対し、適時、広く積極的に公開する。</p>  |

|                           |               | 運用実績を公開すること  |
|---------------------------|---------------|--|
| 地方<br>公務員<br>共済           | 国             | <b>地方公務員等共済組合法</b><br>(決算)<br>第二十二条 (略)<br>2 (略)<br>3 組合は、前項の規定による報告を行つたときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を公告し、かつ、貸借対照表、損益計算書、附属明細書、事業状況報告書及び監事の意見を記載した書面を各事務所に備え付け、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。<br>4 (略)<br>第 38 条の 9 において、地方公務員共済組合連合会に準用 |
|                           | 地方公務員共済組合連合会  | <b>長期給付積立金に関する基本運用方針</b><br>その他必要な事項<br>運用実績の公表<br>運用形態別及び資産区分別の評価額(原則として時価評価)、評価損益の状況並びに収益率の状況について、年1回公表しなければならない。  |
| 私立<br>学校<br>教<br>職員<br>共済 | 国             | <b>日本私立学校振興・共済事業団法</b><br>(財務諸表等)<br>第三十二条 (略)<br>2・3 (略)<br>4 事業団は、第一項の規定による文部科学大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び業務報告書等並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、文部科学省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。  |
|                           | 日本私立学校振興共済事業団 | <b>長期勘定の積立金等の運用に関する基本方針</b><br>その他必要な事項<br>2 情報開示<br>私学事業団は、運用形態別及び資産区分別の評価額(原則として時価評価)、評価損益の状況並びに収益率の状況について、年1回公表しなければならない。   |

運用実績の評価方法(運用受託機関等の管理・評価)等を記載すること

国

厚生年金保険  
年金積立金管理運用独立行政法人

**年金積立金管理運用独立行政法人第二期中期計画**

第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項

2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法

(2) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理

・ 略

各運用受託機関

運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。

また、運用体制の変更等に注意する。

各資産管理機関

資産管理機関に対し資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理する。

また、資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意する。

**管理運用方針**

第3 運用受託機関の管理に関する事項

1. 基本的な事項

管理運用法人は、運用受託機関(第2の2(2) アからウまでの方法により運用する場合において市場運用資金の管理又は運用を行う信託会社、金融商品取引業者又は生命保険会社のうち、第4の1に規定する資産管理機関以外のものをいう。以下同じ。)に対し毎月末の資金の管理及び運用状況(金融商品取引業者にあつては、運用状況。1及び2(4) において同じ。)に関する報告を求め、又は随時必要な資料の提出を求めるとともに、管理及び運用状況について定期的に各運用受託機関とミーティングを行い、これらの報告等を基に各運用受託機関に対し必要な指示を行うものとする。

(以下略)

2. 運用ガイドライン

管理運用法人は、第2の2(2) アからウまでの方法により運用する場合には、各運用受託機関に対し、運用手法、運用目標数値、リスク管理指標、ベンチマークその他次の事項に関する運用ガイドラインを提示し、その遵守状況を管理するとともに各運用受託機関に対し必要な指示を行うものとする。

(中略)

第4 資産管理機関の管理に関する事項

1. 基本的な事項

管理運用法人は、資産管理機関(管理運用法人又は他の運用受託機関から運用の指示を受け、資産管理及び管理する国内債券の貸付運用を行う信託会社をいう。以下同じ。)に対し資金の管理状況(管理する国内債券の貸付運用を行う場合は、貸付運用の状況を含む。以下同じ。)に関する報告を求め、又は随時必要な資料の提出を求めるとともに、管理状況について定期的に各資産管理機関とミーティングを行い、これらの報告等を基に各資産管理機関に対し必要な指示を行うものとする。

2. 資産管理ガイドライン

管理運用法人は、資産管理機関に資金の管理を委託する場合には、各資産管理機関に対し、資産管理の目標その他次の事項に関する資産管理ガイドラインを提示し、その遵守状況を管理するとともに各資産管理機関に対し必要な指示を行うものとする。

(1) 運用受託機関との連携

資産管理機関は、受託資産に関し運用の指示を行うこととされている管理運用法人又は運用受託機関と密接な情報交換を行うよう努め、管理運用法人又は当該運用受託機関から請求された資産管理に関する情報を正確かつ迅速に提供することができるよう資産管理を行わなければならないこと。

(2) 資産管理上の留意点

資産管理機関は、受託資産を自己資産から明確に区分して管理するとともに、保有証券類の保管、資金の決済業務に当たっては、細心の注意を払うこと。また、再保管先の選択に当たっては、信用リスク、事務管理能力、費用等に十分留意すること。

(3) 報告等

資産管理機関は、次に定める報告等について遵守するものとする。

資金の管理状況に関する報告を管理運用法人に行うものとする。

各種の法令、契約書又は資産管理ガイドライン等に反する行為があった場合には、直ちに管理運用法人に対し報告を行い、指示に従うこと。

運用実績の評価方法(運用受託機関等の管理・評価)等を記載すること

第5 運用受託機関の選定及び評価等に関する事項

4. 総合評価の方法

(1) 運用受託機関

管理運用法人は、運用受託機関の選定基準、配分基準及び一部回収・解約基準における総合評価については、次のとおり行うものとする。

選定基準における総合評価

超過収益率、トラッキングエラー等による運用の実績も踏まえ、次の評価項目及び運用手数料の評価で総合評価を行う。

・投資方針

投資方針が管理運用法人の方針と合致した形で、かつ、明確にされているか。

・運用プロセス

投資方針と整合がとれた運用プロセスが構築されているか。

付加価値の追求方法(パッシブ運用機関にあっては、総取引費用の最小化等による収益の確保にも配慮しつつ、できる限りベンチマークに追随する手法。アクティブ運用機関にあっては超過収益の追求方法。)が合理的であり、有効と認められるか。運用リスクを客観的に認識しているか。与えられたベンチマークからの乖離度の把握等リスク管理が適切に行われているか。

・組織・人材

投資方針が組織の中で徹底されているか。意思決定の流れや責任の所在は明確か。また、経験を有するマネージャー等が十分に配置されているか。リスクの管理体制が確立されているか。

・コンプライアンス

法令等の遵守についての内部統制体制が整備されているか。

・株主議決権行使の取組み

国内株式及び外国株式の運用機関にあっては、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを踏まえて、行使基準が整備され株主議決権行使等の取組みを適切に行っているか。

・事務処理体制

運用実績を報告する体制等が十分に整備されているか。

一部回収・解約基準及び配分基準における総合評価

一部回収・解約基準及び配分基準における総合評価は毎年度1回(必要がある場合は随時)行うこととし、評価項目は次のとおりとする。ただし、1.(1)による運用受託機関構成の見直しを行う運用資産・運用スタイルについては、見直し開始年度から見直し終了年度まで、一部回収・解約基準及び配分基準における総合評価は実施しない。また、運用受託機関としての運用期間が1年に満たない運用受託機関についても、原則として総合評価を行うこととし、この場合には、に掲げる項目によって総合評価を行う。

・定量評価

パッシブ運用受託機関にあっては超過収益率及びトラッキングエラー、アクティブ運用受託機関にあっては超過収益率及びインフォメーション・レシオを算出し、定量評価を行うものとする。

算出においては、収益率は時間加重収益率を用い、計測期間は5年間(運用受託機関の運用期間が5年に満たない場合にあっては、評価開始以来)とする。

・定性評価

運用受託機関に対し直前に実施したミーティング等に基づいて、定性評価を行うものとする。定性評価の項目は、に掲げる項目とする。

(2) 資産管理機関

管理運用法人は、資産管理機関の選定基準及び解約基準における総合評価の評価項目を次のとおりとする。なお、選定基準における総合評価は、資産管理手数料及び外国における保管手数料等の評価を含む。

・組織・人材

経営方針が明確であり、資産管理業務に対し十分な資本投資を行い、相当な規模の資産管理を行うことができる組織体制を有しているか。

資産管理業務に精通する職員を育成し、必要な部署に配置するような人事体制を有しているか。

・業務体制

効率的な運営体制が構築され、迅速かつ安全確実に業務が行われているか。

・監査

内部検査及び外部監査体制は、整備されているか。

・資産管理システム

資産管理業務を行うために十分なシステムを有しているか。また、システムの維持・改善に対応できる十分な設備投資を行っているか。

・グローバルカस्टディ

グローバルカस्टディの選定が合理的であり、かつ、継続的に適切な管理が行われているか。また、受渡・決済・情報提供機能が充実しているか。

・付加価値サービス効率的で多様なサービス提供ができるか。また、その組織体制を有しているか。

|         |                 | 運用実績の評価方法(運用受託機関等の管理・評価)等を記載すること  |
|---------|-----------------|---|
| 厚生年金保険  | 年金積立金管理運用独立行政法人 | <p>(3)トランジション・マネジャー<br/> 管理運用法人は、トランジション・マネジャーの選定基準における総合評価については、次の評価項目及び信託手数料の評価により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トランジション体制<br/>トランジションに係る実施体制が整備されているか。</li> <li>・トランジションの意思決定プロセス<br/>トランジションに係る意思決定プロセスが確立されているか。</li> <li>・コンプライアンス<br/>法令等の遵守についての内部統制体制が整備されているか。</li> </ul>  |
|         | 国               | -   |
| 国家公務員共済 | 国家公務員共済組合連合会    | <p><b>積立金等の運用の基本方針</b></p> <p>第1章 基本的考え方</p> <p>第5節 委託機関の選定及び評価</p> <p>1. 運用委託機関の選定及び評価<br/> 連合会は、運用委託機関については、適切な運用委託機関を選択し、各運用委託機関に対し運用ガイドラインを提示する。<br/> 運用委託機関の選定に当たっては、当該運用委託機関の 経営理念、経営内容及び社会的評価、 国内における過去の年金運用の実績、 運用方針及び運用スタイル、 運用体制及び情報収集体制、 運用担当者の能力及び経験、 共済年金制度に対する理解度、 法令遵守に係る状況及び体制、 過去の解約事例及びその理由等を十分審査して行う。<br/> また、連合会は、運用委託機関の運用実績及び投資行動を定期的に定量及び定性の両面から総合的に評価し、その結果に基づいて運用委託機関に対する資金配分の変更等を行う。</p> <p>2. 管理委託機関の選定<br/> 連合会は、管理委託機関の選定に当たっては、当該管理委託機関の 経営理念、経営内容及び社会的評価、 国内における年金管理の実績、 システム対応状況、 格付けの状況等十分審査して行う。</p> <p>第6章 委託機関の評価及び委託元本の変更等</p> <p>第1節 運用委託機関の評価<br/> 連合会は、運用委託機関の運用について、原則として定量的評価に定性的評価を加えた総合的な評価を行うものとする。</p> <p>1. 定量的評価<br/> 収益率は、原則として時間加重収益率によって算出することとし、運用上のリスクは、ベンチマークに対する標準偏差(トラッキングエラー)によって算出する。<br/> 定量的評価は、当該収益率とベンチマークを比較することにより行うほか、当該収益率に基づき運用スタイルを同じにする運用委託機関相互間での比較評価を行う。<br/> なお、パッシブ運用を行う運用委託機関の評価は、トラッキングエラーの大小及び安定性を考慮する。</p> <p>2. 定性的評価<br/> 組織、投資方針、リスク管理、運用能力及びプレゼンテーション能力等に関する評価を行うこととし、その際、運用スタイルと実際の投資行動との整合性についても考慮する。(以下略)</p> <p>第2節 運用委託機関の委託元本の変更等</p> <p>1. 評価に基づく委託元本の変更等<br/> 連合会は、第1節の運用の評価を行った結果に基づいて、運用委託機関への委託元本の変更、運用ガイドラインの変更又は委託契約の解約等を行う。</p> <p>2. 政策的に行う委託元本の変更等<br/> 連合会は、連合会全体の資産構成の修正を行う場合又は運用委託機関の構成の変更を行う場合等においては、運用委託機関への委託元本の変更、運用ガイドラインの変更又は委託契約の解約等を行う。</p> <p>3. その他<br/> 連合会は、運用委託機関が法令、契約書、本運用基本方針又は運用ガイドライン等に違反したと認められる場合その他積立金等の運用上重大な問題が生じた場合等においては、積立金等の安全確保のため、直ちに運用委託機関への委託元本の変更、運用ガイドラインの変更又は委託契約の解約等を行う。</p> |

|              |              | 運用実績の評価方法(運用受託機関等の管理・評価)等を記載すること  |
|--------------|--------------|---|
| 国家公務員共済組合連合会 | 国家公務員共済組合連合会 | <p>第3節 管理委託機関の評価及び変更</p> <p>連合会は、管理委託機関について、システム対応状況及び事務能力等定性的評価を行うものとし、適性に問題がある場合は、委託機関の変更を行う。</p> <p>また、連合会は、管理委託機関が法令、契約書、本運用基本方針又は運用ガイドライン等に違反したと認められる場合その他積立金等の管理上重大な問題が生じた場合においては、積立金等の安全確保のため、直ちに委託機関の変更を行う。</p> <p>なお、信用のある格付け機関の格付けが BBB 格未満となった管理委託機関については、委託機関の変更等も考慮する。</p>   |
|              | 国            | -   |
| 地方公務員共済組合連合会 | 地方公務員共済組合連合会 | <p><b>長期給付積立金に関する基本運用方針</b><br/>運用受託機関の選定、評価等に関する事項</p> <p>1 運用受託者の選定<br/>運用受託者の選定に当たっては、以下の項目等について詳細なヒアリングを実施した上で、基本ポートフォリオに基づき、連合会全体における運用スタイルの分散等を総合的に勘案して決定するものとする。</p> <p>経営状況(資本金、財務内容、従業員数、顧客状況等)が安定していると認められること。<br/>運用哲学、運用手法、運用体制、法令遵守体制等の定性評価が良好であること。<br/>一定期間以上良好な運用成果を上げていること。</p> <p>2 資産管理受託者の選定<br/>義務運用資産管理受託者、自家運用資産管理受託者及び委託運用資産管理受託者(以下「資産管理受託者」という。)については、次の要件を満たす信託業務を行う金融機関の中から選定するものとする。</p> <p>経営状況(資本金、財務内容、従業員数、顧客状況等)が安定していると認められること。<br/>資産管理状況が良好であること。<br/>法令等の遵守体制が整備されていること。</p> <p>3 運用受託者の評価<br/>運用受託者に対する評価については、定量評価と定性評価を合わせて総合的に行うものとする。</p> <p>(1) 定量評価<br/>ベンチマークに対する超過収益率やその超過収益率獲得のためにとったリスクの大きさを勘案した指標によるほか、運用スタイルに適した方法等により評価を行うこととする。</p> <p>(2) 定性評価<br/>ポートフォリオの運用内容の質の評価やコミュニケーション能力の評価を行うほか、運用スタイルに適した方法等により評価を行うこととする。</p> <p>4 資産管理受託者の評価<br/>資産管理受託者に対する評価については、資産管理状況及び法令等の遵守体制について、適時、定性評価を行うとともにその適性を判断するものとする。</p> <p>5 委託金額の追加及び減額<br/>委託金額の追加及び契約の解除を含めた減額は、の3の評価により行うものとするが、次の場合には、運用受託者の評価の優劣にかかわらず、連合会の政策判断を優先して委託金額の追加及び減額を行うことができるものとする。</p> <p>連合会全体の資産構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、調整を行う場合<br/>運用スタイルの分散等を考慮した調整を行う場合</p> <p>なお、運用受託者が法令、契約書、運用ガイドライン等に違反したと認められる場合又は運用上重大な問題が生じた場合等においては、運用受託者との契約の解除を含め委託金額の減額、運用ガイドラインの変更等について検討を行い、適時、対応するものとする。</p> |

|                           |  | 運用実績の評価方法(運用受託機関等の管理・評価)等を記載すること   |
|---------------------------|--|--|
| 私立<br>学校<br>教職<br>員共<br>済 | 国                                      | -  |
|                           | 日本<br>私立<br>学校<br>振興<br>・共<br>済事<br>業団 | <p><b>長期勘定の積立金等の運用に関する基本方針</b><br/>運用の評価に関する事項</p> <p>3 運用受託者の評価<br/>運用受託者に対する評価については、定量評価と定性評価を合わせて総合的に行うものとする。</p> <p>(1) 定量評価<br/>収益率は、原則として時間加重収益率によって算出するものとする。<br/>定量評価は、各資産ごとにベンチマークに対する超過収益率等を比較することにより行うものとする。</p> <p>(2) 定性評価<br/>運用スタイルと投資行動の整合性、付加価値を生み出す能力、リスク管理体制、プレゼンテーション能力等に関する評価を行うものとする。</p> <p>4 資産管理受託者の評価<br/>資産管理受託者に対する評価については、経営状況、資産管理体制、法令等の遵守体制について、適時、総合的にその適性を判断するものとする。</p> <p>5 委託金額の追加及び減額<br/>委託金額の追加及び契約の解除を含めた減額は、の3の評価により行うものとするが、次の場合には、運用受託者の評価の優劣にかかわらず、私学事業団の政策判断を優先して委託金額の追加及び減額を行うことができるものとする。</p> <p>(1) 私学事業団の積立金等全体での資産配分割合が基本ポートフォリオから著しく乖離し、調整を行う場合</p> <p>(2) 運用スタイルの分散等を考慮した調整を行う場合</p> <p>なお、運用受託者が法令、契約書、別に定める運用ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)等に違反したと認められる場合または運用上重大な問題が生じた場合等においては、運用受託者との契約の解除を含め委託金額の減額、ガイドラインの変更等について検討を行い、適時、対応するものとする。</p> |

# リスク管理に関すること

|        |                 | リスク管理に関すること   |
|--------|-----------------|---|
| 厚生年金保険 | 国               | <p><b>厚生年金保険法</b><br/>第四章の二 積立金の運用<br/>(運用の目的)<br/>第七十九条の二 年金特別会計の厚生年金勘定の積立金(以下この章において「積立金」という。)の運用は、積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。</p> <p><b>年金積立金管理運用独立行政法人法</b><br/>(役員等の注意義務)<br/>第十一条 管理運用法人の役員及び職員は、年金積立金が厚生年金保険及び国民年金の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。<br/>2 理事長及び理事は、第十八条第一号に掲げる業務(以下「管理運用業務」という。)に関する職務の執行に際しては、委任を受けて他人のために資産の管理及び運用を行う者であってその職務に関して一般に認められている専門的な知見に基づき慎重な判断を行うものが同様の状況の下で払う注意に相当する注意(第二十二条において「慎重な専門家の注意」という。)を払わなければならない。<br/>3 理事長及び理事は、管理運用業務について、この法律、厚生年金保険法若しくは国民年金法、これらの法律に基づく命令若しくは通則法若しくはこの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分又は管理運用法人が定める業務方法書その他の規則を遵守し、管理運用法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。<br/>(運用委員会の設置及び権限)<br/>第十五条<br/>3 運用委員会は、年金積立金の運用状況その他の管理運用業務の実施状況を監視する。<br/>(年金積立金の管理及び運用に関する契約)<br/>第二十二条 管理運用法人は、年金積立金の管理及び運用に関して、次に掲げる契約を締結するときは、当該契約において、当該契約の相手方が慎重な専門家の注意を払うとともに、法令及び管理運用法人と締結した契約その他の規程を遵守し、管理運用法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない旨の規定を定めなければならない。<br/>一～三 (略)</p> <p><b>年金積立金管理運用独立行政法人第二期中期目標</b><br/>第2 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項<br/>2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法<br/>(3)年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理<br/>年金積立金については、分散投資による運用管理を行い、また、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこと。<br/>適切かつ円滑なりバランスの実施に必要な機能の強化を図るとともに、複合ベンチマーク収益率(各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの)によるリスク管理を行うこと。</p> |
|        | 年金積立金管理運用独立行政法人 | <p><b>年金積立金管理運用独立行政法人第二期中期計画</b><br/>第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項<br/>2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法<br/>(2)年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理<br/>リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。<br/>また、厚生労働大臣から寄託された年金積立金について、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下の方法によりリスク管理を行う。<br/>資産全体<br/>基本ポートフォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。また、適切かつ円滑なりバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を図る。<br/>さらに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率(各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの)との乖離要因の分析等を行う。<br/>各資産<br/>市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、外国資産については、カントリーリスクも注視する。</p>   |

| リスク管理に関すること                             |  |
|---|--|
| <b>厚生年金保険</b><br><b>年金積立金管理運用独立行政法人</b> | <p><b>管理運用方針</b></p> <p>第2 年金積立金の管理及び運用における資産の構成並びに管理及び運用の手法に関する事項</p> <p>2. 管理及び運用の手法</p> <p>(2) 市場運用資金</p> <p>管理運用法人は、市場運用資金の管理及び運用について、次のとおり行うものとする。</p> <p>市場運用資金の資産全体及び資産ごとのリスク管理</p> <p>市場運用資金の資産全体及び資産ごとのリスク管理については、資産全体及び資産ごとのトラッキングエラー、デュレーション等のリスク管理指標の状況を毎月把握し、リスク管理指標の状況に問題がある場合には資産構成割合の変更等適切な措置を講じる。</p> <p>(4) 複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等</p> <p>管理運用法人は、各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行う。</p> <p>第3 運用受託機関の管理に関する事項</p> <p>1. 基本的な事項</p> <p>管理運用法人は、運用受託機関(第2の2(2) アからウまでの方法により運用する場合において市場運用資金の管理又は運用を行う信託会社、金融商品取引業者又は生命保険会社のうち、第4の1に規定する資産管理機関以外のものをいう。以下同じ。)に対し毎月末の資金の管理及び運用状況(金融商品取引業者にあつては、運用状況。1及び2(4) において同じ。)に関する報告を求め、又は随時必要な資料の提出を求めるとともに、管理及び運用状況について定期的に各運用受託機関とミーティングを行い、これらの報告等を基に各運用受託機関に対し必要な指示を行うものとする。</p> <p>2. 運用ガイドライン</p> <p>管理運用法人は、第2の2(2) アからウまでの方法により運用する場合には、各運用受託機関に対し、運用手法、運用目標数値、リスク管理指標、ベンチマークその他次の事項に関する運用ガイドラインを提示し、その遵守状況を管理するとともに各運用受託機関に対し必要な指示を行うものとする。</p> <p>(1) 各資産に関する事項</p> <p>運用受託機関は、次に定める各資産に関する事項について遵守するものとする。</p> <p>国内債券</p> <p>ア. 投資対象は円建ての債券とする。なお、アクティブ運用の場合は、債券の格付、クーポン、償還日等の発行条件、流動性等につき十分な調査、分析を行った上で、銘柄を選択すること。</p> <p>イ. 発行体、残存期間等については、運用手法に応じて適切な分散化を図ること。国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券(政府保証が付された債券に限る。)以外の債券であつて同一の発行体が発行したものへの投資は、管理運用法人から受託して運用する国内債券ポートフォリオにおける時価総額の5%以下とし、これを上回る場合には管理運用法人に報告を行うこと。</p> <p>ウ. 国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券(政府保証が付された債券に限る。)以外の債券を取得する場合には、別表2に定める格付機関(以下「格付機関」という。)のいずれかによりBBB格以上を得ている銘柄とすること。ただし、格付のない金融債については、その発行体が格付機関のいずれかによりBBB格以上の格付を得ていること。</p> <p>エ. ウの債券で、取得後にいずれの格付機関による格付もBBB格未満となった債券については、発行体の債務不履行リスク等に十分留意した上で、売却等の手段を講じること。</p> <p>国内株式</p> <p>ア. 投資対象は国内の各証券取引所において公開された株式の銘柄とする。なお、アクティブ運用の場合は、投資対象企業の経営内容、当該銘柄の流動性等について十分な調査、分析を行った上で、銘柄を選択すること。</p> <p>イ. 業種、銘柄等については、運用手法に応じて適切な分散化を図ること。同一の銘柄への投資は、管理運用法人から受託して運用する国内株式ポートフォリオにおける時価総額の5%以下とすること。ただし、ベンチマーク・インデックスにおける個別銘柄の時価による構成割合(において「時価ウェイト」という。)がこの制限を超える場合等、上記制限によりがたい合理的な理由があるときはこの限りでない。同一の銘柄への投資が5%を上回る場合には、管理運用法人に報告を行うこと。</p> <p>同一企業が発行する株式への投資は、運用受託機関ごとに当該企業の発行済み株式総数の5%以下とすること。</p> <p>外国債券</p> <p>ア. 投資対象は外貨建ての債券とする。なお、アクティブ運用の場合は、政治及び経済の安定性、決済システム並びに税制等の市場特性を十分調査した上で、投資対象国及び通貨を選定するとともに、債券の格付、クーポン及び償還日等の発行条件、流動性等につき十分な調査、分析を行った上で、銘柄を選択すること。</p> <p>イ. 発行体、残存期間等について、運用手法に応じて適切な分散化を図ること。国債及び政府保証が付された自国通貨建て債券以外の債券であつて、同一の発行体が発行又は保証しているものへの投資は、管理運用法人から受託して運用する外国債券ポートフォリオにおける時価総額の5%以下とすること。ただし、ベンチマーク・インデックスにおける同一発行体が発行又は保証しているものへの投資による構成割合がこの制限を超える場合等、上記制限によりがたい合理的な理由があるときはこの限りではない。同一発行体が発行又は保証しているものへの投資が5%を上回る場合には、管理運用法人に報告を行うこと。</p> |

| リスク管理に関すること               |  |
|---------------------------|--|
| 厚生年金保険<br>年金積立金管理運用独立行政法人 | <p>ウ. 格付機関のいずれかによりBBB格以上の格付を得ている銘柄とすること。ただし、格付のないモーゲージ証券、ジャンボ・ファンドブリーフ(ドイツの法律に基づき、土地抵当権を担保とする貸付又は公共機関向け貸付を担保として発行された債券のうち、発行額が一定額以上のものをいう。)及び政府若しくは国際機関により発行又は保証された格付のない銘柄については、その発行体又は保証機関が格付機関のいずれかによりBBB格以上の格付を得ていること。</p> <p>エ. ウの債券で、取得後にいずれの格付機関による格付もBBB格未満となった債券については、発行体の債務不履行リスク等に十分留意した上で、売却等の手段を講じること。</p> <p>外国株式</p> <p>ア. 投資対象は外国の各証券取引所又は店頭市場において公開された外貨建ての株式の銘柄とする。なお、アクティブ運用の場合は、政治及び経済の安定性、決済システム並びに税制等の市場特性を十分調査した上で、投資対象国及び通貨を選定するとともに、投資対象企業の経営内容、当該銘柄の流動性等について十分な調査、分析を行った上で、銘柄を選択すること。ただし、直接原株式を購入することに何らかの制約がある場合等、合理的な理由がある場合には、これらを対象とした預託証券又は投資信託等への投資も許容される。</p> <p>イ. 投資対象国、通貨、業種、銘柄等については、運用手法に応じて適切な分散化を図ること。同一の銘柄への投資は、管理運用法人から受託して運用する外国株式ポートフォリオにおける時価総額の5%以下とすること。ただし、ベンチマーク・インデックスにおける個別銘柄の時価ウェイトがこの制限を超える場合等、上記制限によりがたい合理的な理由があるときは、この限りではない。同一の銘柄への投資が5%を上回る場合には、管理運用法人に報告を行うこと。</p> <p>同一企業が発行する株式への投資は、運用受託機関ごとに当該企業の発行済み株式総数の5%以下とすること。</p> <p>短期資産</p> <p>投資対象は、国庫短期証券、預金、短期社債(電子CPをいう。)、コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金、コール・ローン、指定金銭信託受益権及び生保一般勘定貸しとすること(現先取引を含む。)</p> <p>(2) 各資産に共通する事項等</p> <p>運用受託機関は、次に定める各資産に共通する事項等について遵守するものとする。</p> <p>禁止取引等</p> <p>ア. 買占め等の仕手戦には参加しないこと。また、企業の経営支配を目的とした投資は行わないこと。</p> <p>イ. 信用買い、空売り等の信用取引は行わないこと。</p> <p>ウ. 有価証券の頻繁な売買に伴う取引費用の増大により、かえって全体としての収益率を下げるようなことは避けること。</p> <p>デリバティブの利用基準</p> <p>ア. 利用目的の制限</p> <p>保有している原資産の価格変動の危険防止又は軽減、外貨建資産運用における為替変動の危険防止又は軽減や原資産の処分の一時的な代替を目的とするもの(イにおいて「売りヘッジ」という。)又は原資産の取得の一時的な代替を目的とするもの(イにおいて「買いヘッジ」という。)に限り、投機目的の利用は行わないこと。ただし、管理運用法人が提示する個別の運用ガイドラインで別の定めをした場合は、この限りでない。</p> <p>イ. 利用額の制限</p> <p>売りヘッジの場合は、デリバティブの想定元本が、現在保有する又は保有することが確定している原資産の範囲内とすることとし、買いヘッジの場合は、デリバティブの想定元本が、現在保有する又は保有することが確定している余裕資金の範囲内とすること。</p> <p>(略)</p> <p>売買執行に関する事項</p> <p>ア. 有価証券の売買執行を行う際は、何が最良執行なのかを常に念頭に置きながら総取引費用が最小になるように執行すること。</p> <p>イ. 有価証券の売買取引を行う際は、予め次に掲げる事項について管理運用法人に登録すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売買発注に当たっての方針・体制</li> <li>・取引証券会社の選定・評価基準</li> <li>・売買発注に関する基準</li> <li>・親会社、親会社の系列又は自社の系列の証券会社との取引の方針</li> </ul> <p>ウ. 有価証券の売買取引を行う場合には、証券会社等の選定、取引手法の選択等に当たって、最も有利と考えられる条件を選択すること。</p> <p>エ. ソフトダラーに関する事項</p> <p>有価証券の売買取引に当たっては、売買取引に付随する各種調査、情報提供等の便益に係る費用を売買委託手数料等を含めることを取り決める、いわゆるソフトダラーを伴う取引を行わないこと。</p> <p>リスク管理体制、コンプライアンス等に関する事項</p> <p>リスクのチェック体制、法令及び運用ガイドラインの遵守等内部統制体制の整備等に努めること。</p> |

| リスク管理に関すること               |   |
|---------------------------|---|
| 厚生年金保険<br>年金積立金管理運用独立行政法人 | <p>(3) 資産管理上の留意点<br/>           運用受託機関は、次に定める資産管理上の留意点について遵守するものとする。<br/>           資産管理を委託されている場合には、受託資産を自己資産から明確に区分して管理するとともに、保有証券類の保管、資金の決済業務に当たっては、細心の注意を払うこと。また、再保管先の選択に当たっては、信用リスク、事務管理能力、費用等に十分留意すること。<br/>           管理運用法人の行う資産配分、運用ガイドラインの変更及び契約の解除等に伴い、資産の売却が必要となった場合には、市場に対する影響、取引費用等に細心の注意を払い、管理運用法人にとって不利益にならないように最善を尽くすこと。</p> <p>(4) 報告等<br/>           運用受託機関は、次に定める報告等について遵守するものとする。<br/>           毎月末の資金の管理及び運用状況に関する報告を管理運用法人に行うものとする。<br/>           各種の法令、契約書又は運用ガイドライン等に反する行為があった場合には、直ちに管理運用法人に対し報告を行い、指示に従うこと。</p> <p>第4 資産管理機関の管理に関する事項</p> <p>1. 基本的な事項<br/>           管理運用法人は、資産管理機関(管理運用法人又は他の運用受託機関から運用の指示を受け、資産管理及び管理する国内債券の貸付運用を行う信託会社をいう。以下同じ。)に対し資金の管理状況(管理する国内債券の貸付運用を行う場合は、貸付運用の状況を含む。以下同じ。)に関する報告を求め、又は随時必要な資料の提出を求めるとともに、管理状況について定期的に各資産管理機関とミーティングを行い、これらの報告等を基に各資産管理機関に対し必要な指示を行うものとする。</p> <p>2. 資産管理ガイドライン<br/>           管理運用法人は、資産管理機関に資金の管理を委託する場合には、各資産管理機関に対し、資産管理の目標その他次の事項に関する資産管理ガイドラインを提示し、その遵守状況を管理するとともに各資産管理機関に対し必要な指示を行うものとする。</p> <p>(1) 運用受託機関との連携<br/>           資産管理機関は、受託資産に関し運用の指示を行うこととされている管理運用法人又は運用受託機関と密接な情報交換を行うよう努め、管理運用法人又は当該運用受託機関から請求された資産管理に関する情報を正確かつ迅速に提供することができるよう資産管理を行わなければならないこと。</p> <p>(2) 資産管理上の留意点<br/>           資産管理機関は、受託資産を自己資産から明確に区分して管理するとともに、保有証券類の保管、資金の決済業務に当たっては、細心の注意を払うこと。また、再保管先の選択に当たっては、信用リスク、事務管理能力、費用等に十分留意すること。</p> <p>(3) 報告等<br/>           資産管理機関は、次に定める報告等について遵守するものとする。<br/>           資金の管理状況に関する報告を管理運用法人に行うものとする。<br/>           各種の法令、契約書又は資産管理ガイドライン等に反する行為があった場合には、直ちに管理運用法人に対し報告を行い、指示に従うこと。</p> <p>第6 自家運用に関する事項</p> <p>3. 取引先選定等の基準<br/>           管理運用法人は、自家運用に係る有価証券の売買の取引先としての証券会社、短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者並びに債券の貸付運用を行う信託会社(以下、この3において「取引先」という。)を選定する場合等には、次に定める基準及び方法によるものとする。</p> <p>(1) 取引先の選定<br/>           最低限満たすべき要件</p> <p>ア. 自家運用に係る取引を行うために必要な業務の認可等を受けていること。<br/>           イ. 市場取引において十分な実績があること。<br/>           ウ. 過去3年以内に著しく不適当な行為をしていないこと。<br/>           エ. 短期資産の運用又は債券の貸付運用を行う取引先にあつては、2社以上の格付機関からBBB格以上の格付(依頼格付による発行体格付であつて、長期格付に限る。)を得ており、かつ、格付機関のいずれからもBB格以下の格付を得ていないこと。</p> |

|         |                 | リスク管理に関すること  |
|---------|-----------------|--|
| 厚生年金保険  | 年金積立金管理運用独立行政法人 | <p>取引先の選定<br/>総合評価を勘案した上で、取引先を選定する。</p> <p>(2)取引先の評価<br/>定期的取引先の取引執行能力、事務処理能力等について総合的な評価を行い、取引先としての継続の可否に係る判断を行うものとする。</p> <p>4.運用ガイドライン等<br/>管理運用法人が、自家運用を行う場合の運用ガイドライン等については、第3の2及び第4の2の規定を準用する。</p> <p>5.自家運用の評価<br/>管理運用法人は、自家運用を評価するに当たっては、運用受託機関と同様にベンチマークとの比較評価及び運用受託機関との相対評価に加え、その役割を考慮した総合的な評価を行うものとする。</p>   |
| 国家公務員共済 | 国家公務員共済組合連合会    | <p>国</p> <p>積立金等の運用の基本方針</p> <p>第4章 自家運用</p> <p>第1節 自家運用の基本方針</p> <p>4.国内社債券(金融債を含む。)<br/>担保付き債券又は信用のある格付け機関からA格以上の格付けを取得した債券を投資対象とする。原則として公募債を対象とするが、非公募債の場合は、流動性の確保に留意した上で取得する。債券の取得後に、信用のある格付け機関の格付けがA格未満となった場合は、発行体の債務不履行リスク等に十分留意することとし、必要であれば売却等の手段を講じる。</p> <p>7.外国又は外国法人の発行する証券(上記1及び3から5に相当する外国債)<br/>信用のある格付け機関からAA格以上の格付けを取得した円建外債又はユーロ円債を投資対象とする。原則として公募債を対象とするが、非公募債の場合は、流動性の確保に留意した上で取得する。債券の取得後に、信用のある格付け機関の格付けがAA格未満となった場合は、発行体の債務不履行リスク等に十分留意することとし、必要であれば売却等の手段を講じる。</p> <p>第3節 管理運用上の留意事項</p> <p>3.格付け低下債券の保有制限<br/>国内社債、外国債(円建外債又はユーロ円債)の取得後に信用のある格付け機関による格付けがそれぞれA格又はAA格未満となった債券(以下本項において「格付け低下債券」という。)について保有を継続する場合には、同一の発行体が発行した債券への投資額は、債券保有総額の5%を超えないものとする。<br/>また、この場合、格付け低下債券の合計額が債券保有総額の10%を超えないものとする。</p> <p>第5章 信託(包括信託又は金銭信託)による委託運用</p> <p>第9節 報告事項</p> <p>連合会は、委託機関に対して、積立金等の管理及び運用等に関し、下記のとおり連合会に報告等させるものとする。</p> <p>1.積立金等の管理及び運用に関する報告</p> <p>(1)管理及び運用に関する報告書の提出<br/>委託機関は、次に掲げる報告書を毎月(ただし、連合会は、必要ある場合、別に指示することができる。)提出すること。<br/>残高状況、損益状況、取引状況及び費用状況等に係る積立金等の管理に関する報告書<br/>パフォーマンス状況及びポートフォリオ状況等に係る積立金等の運用に関する報告書</p> <p>(2)報告会の実施と各種分析結果等の報告<br/>委託機関は、積立金等の運用に関する報告会(ミーティング)を原則として四半期ごとに実施し、パフォーマンスの分析結果、運用環境分析結果等を報告するとともに、運用に関する重要事項等についての協議を行うこと。</p> <p>2.その他の報告<br/>委託機関は、法令、契約書、本運用基本方針又は運用ガイドライン等に反する行為があった場合には、直ちに連合会に対し書面にて報告を行い、連合会の指示に従うこと。</p> |

|         |              | リスク管理に関すること   |
|---------|--------------|---|
| 地方公務員共済 | 国            | -   |
|         | 地方公務員共済組合連合会 | <p><b>長期給付積立金に関する基本運用方針</b><br/> <b>資産の管理及び運用に関する事項</b></p> <p>3 自家運用<br/> (1)・(2)略<br/> (3)長期運用<br/> ア投資対象資産<br/> 投資対象は、次の円貨建て有価証券とする。</p> <p>(エ)社債<br/> 銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分(平成19年金融庁告示第28号)第2条に掲げる適格格付機関(以下「適格格付機関」という。)からA格以上の格付を取得している社債(取得時の単価が額面以下である新株予約権付社債を含む。)</p> <p>(オ)外国又は外国法人の発行する証券又は証書<br/> 外国又は外国法人の発行する証券又は証書のうち、次の から に掲げるもの。<br/> 国際復興開発銀行、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行又は国際金融公社の発行する円貨債券(ユーロ円債を含む。以下同じ。)<br/> 外国政府(地方政府を含む。)の発行する円貨債券、条約に基づく国際機関の発行する円貨債券( に掲げる機関の発行するものを除く。)又は政府保証債に相当する円貨債券で、適格格付機関からA格以上の格付を取得しているもの。<br/> 日本企業又は日本企業の海外現地法人の発行する円貨債券で、適格格付機関からA格以上の格付を取得しているもの。</p> <p>(カ)特定社債<br/> 資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第7項に規定する特定社債(以下「特定社債」という。)のうち、適格格付機関からA格以上の格付を取得しているもの。</p> <p>イ 管理運用上の留意事項<br/> (イ)取得債券格下げ時の対応<br/> 国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券以外の債券で、取得後にいずれの適格格付機関による格付もそれぞれ指定の格付未満となった場合は、発行体の信用リスク等に十分留意した上で、必要に応じて売却等の措置を講じることとする。<br/> なお、継続して保有する場合には、その信用リスク等について定期的に確認する。</p> <p>4 信託による委託運用<br/> (4)運用上の遵守事項<br/> 一般的事項<br/> ウ リスク管理の徹底<br/> 運用受託者は、連合会が提示した運用ガイドラインを遵守し、リスク管理を徹底しなければならない。<br/> (略)<br/> 国内債券<br/> イ 国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券以外の債券で、取得後にいずれの適格格付機関による格付も上記ア(イ)～(エ)で指定する格付未満となった場合は、発行体の信用リスク等に十分留意した上で、必要に応じて売却等の措置を講じること。<br/> なお、継続して保有する場合には、当該債券の合計は国内債券資産の時価の5%を上限とすることとし、その保有状況を連合会に報告すること。</p> <p>(5)略<br/> (6)運用状況の報告<br/> 運用状況については、四半期ごとに運用受託者から別に定める様式に従って資料を提出させ、定期的に運用結果の総括と運用方針についてヒアリングを行い、必要に応じて、運用に関する指示を行うものとする。<br/> また、各月ごとに運用受託者から別に定める様式に従って資料を提出させるとともに、必要に応じ随時、運用受託者に運用状況、投資行動等の説明を求めるものとする。</p> <p>(7)その他の報告<br/> 受託者が法令、契約書、運用ガイドライン等に反する行為を行った場合には、速やかに報告を求めることとし、必要に応じて指示を行うものとする。</p> |

|                      |               | リスク管理に関すること   |
|----------------------|---------------|---|
| 私立<br>学校<br>教員<br>共済 | 国             | -   |
|                      | 日本私立学校振興共済事業団 | <p><b>長期勘定の積立金等の運用に関する基本方針</b><br/>運用における資産の構成に関する事項</p> <p>4 リスク管理<br/>運用資産については、資産全体及び資産ごとの時価変動などを毎月把握し、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。</p> <p>資産の管理及び運用に関する事項</p> <p>3 自家運用</p> <p>(1) 目的<br/>自家運用は長期にわたり安定的に給付を行うため、インカム収入を確保することを目的とし、国内債券を中心に運用するものとする。</p> <p>(2) 基本方針<br/>私学事業団は、積立金等の安全かつ効率的な運用に資するため、次のとおり自家運用を行うものとする。</p> <p>短期運用<br/>短期運用は、年金給付支払等に係る原資の運用であり、安全性及び流動性、運用可能期間並びに短期金利の動向を勘案し、有利な運用に努めるものとする。<br/>また、手元資金の残高は、必要最小限にとどめるものとする。</p> <p>長期運用<br/>長期運用は、国内債券を中心に発行体の信用力及び市場流動性を考慮しつつ、残存期間及び金利見通し等を勘案し、長期的に有利な運用に努めるものとする。</p> <p>(3) 取引金融機関<br/>自家運用する場合の取引金融機関の選定については、次に定める信用リスク等の要件を勘案して、別に定める基準及び方法により行うものとする。(以下略)</p> <p>(4) 投資対象資産<br/>自家運用において投資対象とする資産は、法令に定めるもののうち、次に掲げる資産(元本が本邦通貨で支払われるものに限る。)とし、保有に当たっては、その信用リスク等について少なくとも半期毎に確認を行うものとする。(以下略)</p> <p>4 信託による委託運用</p> <p>(4) 運用上の遵守事項<br/>運用受託者が提案し、私学事業団が合意した投資対象資産、運用手法、運用目標数値及びリスク管理指標等をガイドラインに規定して運用受託者に提示するものとする。その遵守状況を管理するとともに必要な指示を行うものとする。</p> <p>(5) 資産管理上の留意点<br/>資産管理受託者に対しては、以下の点を求めるものとする。<br/>私学事業団からの受託資産は、他の信託財産として区分し、厳正に管理・保管すること。<br/>有価証券の受渡し及び資金の決済に際しては、細心の注意を払うこと。<br/>再保管業務の委託に当たっては信用リスク、事務管理能力、コスト等に十分に留意すること。<br/>毎月末の資産状況に関する資料を提出すること。また、随時必要な資料を提出し説明を行うこと。<br/>法令、契約書等を遵守するとともに、その確保のための体制の整備を図ること。</p> |

運用手法(パッシブ運用・アクティブ運用、対象資産)に関すること

|   |   |
|---|---|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">厚生年金保険</p> | <p><b>厚生年金保険法</b><br/>                 第四章の二 積立金の運用<br/>                 (運用の目的)<br/>                 第七十九条の二 年金特別会計の厚生年金勘定の積立金(以下この章において「積立金」という。)の運用は、積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたつて、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。</p> <p><b>年金積立金管理運用独立行政法人法</b><br/>                 (役員等の注意義務)<br/>                 第十一条 管理運用法人の役員及び職員は、年金積立金が厚生年金保険及び国民年金の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。<br/>                 2 理事長及び理事は、第十八条第一号に掲げる業務(以下「管理運用業務」という。)に関する職務の執行に際しては、委任を受けて他人のために資産の管理及び運用を行う者であつてその職務に関して一般に認められている専門的な知見に基づき慎重な判断を行うものが同様の状況の下で払う注意に相当する注意(第二十二條において「慎重な専門家の注意」という。)を払わなければならない。<br/>                 3 理事長及び理事は、管理運用業務について、この法律、厚生年金保険法若しくは国民年金法、これらの法律に基づく命令若しくは通則法若しくはこの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分又は管理運用法人が定める業務方法書その他の規則を遵守し、管理運用法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。<br/>                 (運用委員会の設置及び権限)<br/>                 第十五条<br/>                 3 運用委員会は、年金積立金の運用状況その他の管理運用業務の実施状況を監視する。<br/>                 (積立金の管理及び運用)<br/>                 第二十一条 厚生年金保険法第七十九条の三第一項の規定に基づき寄託された積立金(以下「厚生年金積立金」という。)及び国民年金法第七十六条第一項の規定に基づき寄託された積立金(以下「国民年金積立金」という。)の運用は、次に掲げる方法により安全かつ効率的に行われなければならない。<br/>                 一～八 (略)<br/>                 (年金積立金の管理及び運用に関する契約)<br/>                 第二十二条 管理運用法人は、年金積立金の管理及び運用に関して、次に掲げる契約を締結するときは、当該契約において、当該契約の相手方が慎重な専門家の注意を払うとともに、法令及び管理運用法人と締結した契約その他の規程を遵守し、管理運用法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない旨の規定を定めなければならない。<br/>                 一～三 (略)<br/>                 (区分経理)<br/>                 第二十四条 (略)<br/>                 2 前項各号に定める勘定に係る業務上の余裕金の運用については、通則法第四十七条の規定にかかわらず、第二十一条の規定を準用する。</p> <p><b>年金積立金管理運用独立行政法人第二期中期目標</b><br/>                 第2 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項<br/>                 2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法<br/>                 (4)運用手法について<br/>                 長期保有を前提としたインデックス運用等のパッシブ運用を中心とする。例外については、これまでの運用実績も勘案し、適切に確たる根拠を説明できる場合に限るものとする。収益確保のための運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めること。また、運用実績等を勘案しつつ、運用受託機関等を適時に見直すこと。</p> |
|   | <p><b>年金積立金管理運用独立行政法人</b><br/> <b>年金積立金管理運用独立行政法人第二期中期計画</b><br/>                 第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項<br/>                 2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法<br/>                 (3)運用手法について<br/>                 年金積立金は巨額であり、市場への影響に配慮する必要があること、長期的には市場は概ね効率的であると考えられること等から、各資産ともパッシブ運用を中心とする。なお、アクティブ運用は、これまでの実績を勘案し、運用受託機関の選定に際して運用の手法、実績及び体制等を精査し超過収益確保の可能性が高いと判断される場合等に限り行うものとする。<br/>                 また、ベンチマークをより適切なものに見直すなど収益確保や運用の効率化のための運用手法の見直し及び的確なパフォーマンス管理を行うなど運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めるとともに、運用実績等を勘案しつつ、運用受託機関を適時に見直す。</p>   |

|         |                 | 運用手法(パッシブ運用・アクティブ運用、対象資産)に関すること   |       |      |       |       |       |     |
|---------|-----------------|---|-------|------|-------|-------|-------|-----|
| 厚生年金保険  | 年金積立金管理運用独立行政法人 | <p><b>管理運用方針</b></p> <p>第2 年金積立金の管理及び運用における資産の構成並びに管理及び運用の手法に関する事項</p> <p>2. 管理及び運用の手法</p> <p>(2) 市場運用資金</p> <p>管理運用法人は、市場運用資金の管理及び運用について、次のとおり行うものとする。</p> <p>市場運用資金の運用は、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>ア. 信託会社(信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。)への単独運用指定信託</p> <p>イ. 信託会社への特定運用信託。ただし、金融商品取引業者との投資一任契約により運用するものに限る。</p> <p>ウ. 生命保険の保険料の払込み</p> <p>エ. 自家運用(信託会社への特定運用信託により管理するものを含む。)</p> <p>市場運用資金の基本的な運用方法</p> <p>市場運用資金はパッシブ運用を中心とし、各運用対象資産の特性を踏まえ、パッシブ運用及びアクティブ運用の割合を定める。</p> <p>また、特化型運用により、運用受託機関を構成する。</p>   |       |      |       |       |       |     |
|         | 国               | <p><b>国家公務員共済組合法</b></p> <p>(資金の運用)</p> <p>第十九条 組合の業務上の余裕金の運用は、政令で定めるところにより、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならない。</p> <p>(長期給付に充てるべき積立金の積立て及び運用)</p> <p>第三十五条の二 (略)</p> <p>2 連合会は、前項の規定により積み立てた積立金の額のうち政令で定める金額を、政令で定めるところにより、財政融資資金に預託して運用しなければならない。</p> <p><b>国家公務員共済組合法施行令</b></p> <p>(連合会の積立金等の運用)</p> <p>第九条の三 連合会の積立金等は、次に掲げるものに運用するものとする。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>2 (略)</p>   |       |      |       |       |       |     |
| 国家公務員共済 | 国家公務員共済組合連合会    | <p><b>積立金等の運用の基本方針</b></p> <p>第1章 基本的考え方</p> <p>第3節 基本ポートフォリオ</p> <p>3. 運用スタイル別資産配分</p> <p>国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式においては、パッシブ運用とアクティブ運用を併用することとし、アクティブポートフォリオ特性及び運用スタイル別資産配分については、次のとおりとする。</p> <p>アクティブポートフォリオ特性(目標)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標収益率</th> <th>標準偏差</th> <th>情報レシオ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.5bp</td> <td>5.9bp</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 1bp(ベースポイント) = 0.01%</p> <p>(注2) 目標収益率は、ポートフォリオベンチマークを上回る超過リターンである。</p> <p>なお、ポートフォリオベンチマークは、次のとおりとする。</p> <p>国内債券 NOMURA BPI(総合)NOMURA BPI(超長期 11-)</p> <p>国内株式 TOPIX(配当込み)</p> <p>外国債券 シティグループ世界国債インデックス(除く日本)</p> <p>外国株式 MSCI コクサイインデックス</p> <p>(注3) 情報レシオ(IR)は、目標収益率を標準偏差で除した数値である。</p> | 目標収益率 | 標準偏差 | 情報レシオ | 2.5bp | 5.9bp | 0.4 |
| 目標収益率   | 標準偏差            | 情報レシオ   |       |      |       |       |       |     |
| 2.5bp   | 5.9bp           | 0.4   |       |      |       |       |       |     |

運用手法(パッシブ運用・アクティブ運用、対象資産)に関すること

国家公務員共済

国家公務員共済組合連合会

運用スタイル別資産配分構成

(単位:%)

|      | パッシブ運用 | アクティブ運用 | 合計  | 乖離許容幅 |
|------|--------|---------|-----|-------|
| 国内債券 | 100    | (3)     | 100 | (±3)  |
| 国内株式 | 70     | 30      | 100 | ±30   |
| 外国株式 | 100    | -       | 100 | -     |
| 外国債券 | 80     | 20      | 100 | ±20   |

(注)国内債券のうち、一部事業債について、委託運用によるアクティブ運用を行なう。

地方公務員共済

国

地方公務員等共済組合法

(地方公務員共済組合連合会)

第三十八条の二 (略)

2 地方公務員共済組合連合会は、次に掲げる事業を行う。

一～二 (略)

三 長期給付積立金を管理すること。

(長期給付積立金)

第三十八条の八 (略)

4 長期給付積立金は、政令で定めるところにより、安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するように運用しなければならない。

(国の職員の取扱い)

第一百四十二条 (略)

2 (略)

3 地方公務員共済組合連合会は、長期給付積立金に充てるべきものとして警察共済組合から払込みのあつた金額のうち、当該組合の国の職員である組合員に係る部分として政令で定めるところにより算定した金額については、政令で定める金額を、政令で定めるところにより、財政融資資金に預託して運用しなければならない。

地方公務員等共済組合法施行令

(資金の運用)

第十六条 組合の業務上の余裕金の運用は、次に掲げる方法によりするものとする。

一 銀行その他主務省令で定める金融機関への預金

二 地方公共団体の一時借入れに対する貸付け

三 信託会社(信託業法(平成十六年法律第五十四号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)又は信託業務を営む金融機関への信託

四 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、貸付信託の受益証券その他确实と認められる有価証券の取得

五 不動産の取得

六 組合員を被保険者とする生命保険(被保険者の所定の時期における生存を保険金の支払事由とするものに限る。)の保険料の払込み

地方公務員共済組合連合会

長期給付積立金に関する基本運用方針

資産の管理及び運用に関する事項

3 自家運用

(4)短期運用

投資対象資産は、短期国債、政府短期証券、預金、譲渡性預金、適格格付機関からA格相当以上の格付を取得しているコマーシャル・ペーパー(含む現先取引)、MMF等とする。

4 信託による委託運用

(4)運用上の遵守事項

一般的事項

イ 運用スタイル等の登録

運用受託者は、資産区分ごとの運用哲学及びそれに基づく運用スタイル・運用プロセスを明らかにし、連合会に登録するとともに、登録した事項について遵守しなければならない。また、これを変更する場合は、連合会と協議するものとする。

運用手法(パッシブ運用・アクティブ運用、対象資産)に関すること

|                                   |   |   |
|-----------------------------------|---|---|
| 私立<br>学校<br>教<br>職<br>員<br>共<br>済 | 国 | <p><b>日本私立学校振興・共済事業団法</b><br/>(余裕金の運用)</p> <p>第三十九条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 国債、地方債その他文部科学大臣の指定する有価証券の取得</li> <li>二 銀行その他文部科学大臣の指定する金融機関への預金</li> <li>三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託</li> </ul> <p>2 事業団は、前項の規定にかかわらず、政令で定める方法により、第三十三条第一項第二号から第四号までの経理に係る勘定に属する業務上の余裕金を運用することができる。</p>   |
|                                   |   | <p><b>日本私立学校振興・共済事業団法施行令</b><br/>(余裕金の運用)</p> <p>第十六条 法第三十九条第二項の政令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 信託業務を営む金融機関又は信託会社への信託(法第三十九条第一項第三号に掲げるものを除く。)</li> <li>二 不動産の取得</li> <li>三 加入者(私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号。次条において「共済法」という。)第十四条第一項に規定する加入者をいう。)を被保険者とする生命保険(被保険者の所定の時期における生存を保険金の支払事由とするものに限る。)の保険料の払込み</li> </ul> <p><b>日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令</b><br/>(勘定の余裕金)</p> <p>第四条 各勘定(助成勘定を除き、第二条第三項に規定する福祉勘定の内訳としての各経理単位を含む。以下この項において同じ。)の余裕金は、予算の定めるところにより他の勘定に貸し付けることができる。(以下略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、長期勘定の余裕金は、文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるところにより助成勘定に貸し付けることができる。(以下略)</p> <p>(資産の運用)</p> <p>第二十二条 事業団は、法第三十九条第一項第三号に掲げるもののうち運用方法を特定する金銭信託に運用しようとする場合、施行令第十六条第一号に掲げる信託(法第三十九条第一項第一号の規定により取得した有価証券のみを信託するものを除く。)に運用しようとする場合又は施行令第十六条第三号に掲げる保険料の払込みに運用しようとする場合には、あらかじめ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(文部科学大臣の指定する有価証券)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 法第三十九条第一項第一号の文部科学大臣の指定する有価証券は、長期勘定の余裕金を運用する場合にあっては、次に掲げる有価証券(元本が本邦通貨で支払われるものに限る。)とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 特別の法律により法人の発行する債券(次号に掲げるものを除く。)</li> <li>二 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)に規定する特定社債券</li> <li>三 社債券</li> <li>四 公社債投資信託の受益証券</li> <li>五 貸付信託の受益証券</li> <li>六 外国又は外国法人の発行する証券で国債、地方債又は第一号から第四号までに掲げるものに相当するもの</li> </ul> <p>第二十六条 事業団は、毎事業年度その前事業年度における長期勘定の資産の増加額に三分の一を乗じて得た金額に相当する金額を、第二十三条第二項第一号の債券で政府が保証するものに運用しなければならない。</p> <p>2 第四条第二項の規定による貸付けを行う場合には、前項の規定にかかわらず、同項中「第二十三条第二項第二号の債券で政府が保証するもの」とあるのは「第二十三条第二項第二号の債券で政府が保証するもの又は第四条第二項に規定する貸付金」とする。</p> |

|                           |                                       | 運用手法(パッシブ運用・アクティブ運用、対象資産)に関すること   |
|---------------------------|---------------------------------------|---|
| 私立<br>学校<br>教職<br>員共<br>済 | 日本<br>私立<br>学校<br>振興<br>共済<br>事業<br>団 | <p><b>長期勘定の積立金等の運用に関する基本方針</b></p> <p>資産の管理及び運用に関する事項</p> <p>2 政府保証債又は貸付金による運用<br/>私学事業団は、日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令 26 条に基づき、特別の法律により法人の発行する債券(ただし、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)に規定する特定社債券を除く)で政府が保証するもの又は貸付金で運用するものとする。</p> <p>3 自家運用</p> <p>(4) 投資対象資産<br/>自家運用において投資対象とする資産は、法令に定めるもののうち、次に掲げる資産(元本が本邦通貨で支払われるものに限る。)とし、保有に当たっては、その信用リスク等について少なくとも半期毎に確認を行うものとする。</p> <p>4 信託による委託運用</p> <p>(1) 目的<br/>信託による委託運用は、収益向上を目的とし、国内株式、外国株式、外国債券等で運用するものとする。各資産の委託運用においては、パッシブ運用とアクティブ運用を併用し、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。</p> <p>5 その他の運用</p> <p>(1) 生命保険資産 (略)</p> <p>(2) 有価証券信託 (略)</p> |

ベンチマークの設定に関すること

|        |                 | ベンチマークの設定に関すること   |
|--------|-----------------|---|
| 厚生年金保険 | 国               | <p><b>年金積立金管理運用独立行政法人第二期中期目標</b><br/> 第2 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項<br/> 2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法<br/> (2)ベンチマーク収益率の確保<br/> 各年度において、各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。<br/> ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いること。</p>  |
|        | 年金積立金管理運用独立行政法人 | <p><b>年金積立金管理運用独立行政法人第二期中期計画</b><br/> 第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項<br/> 2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法<br/> (1)運用の目標<br/> (中略)<br/> また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。<br/> ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いる。<br/> (2)略<br/> (3)運用手法について<br/> (中略)<br/> また、ベンチマークをより適切なものに見直すなど収益確保や運用の効率化のための運用手法の見直し及び的確なパフォーマンス管理を行うなど運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めるとともに、運用実績等を勘案しつつ、運用受託機関を適時に見直す。</p> <p><b>管理運用方針</b><br/> 第1 年金積立金の管理及び運用の目標等に関する事項<br/> 3. ベンチマークについて<br/> 管理運用法人は、1及び2において、基本ポートフォリオのベンチマークを別表1のとおり定める。</p> <p>(別表1)基本ポートフォリオにおける各運用対象資産に係るベンチマーク<br/> ・ 国内債券 NOMURA - BPI「除くABS」、NOMURA - BPI国債及びNOMURA - BPI / GPIF Customizedの複合インデックス(それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの)<br/> ・ 国内株式 TOPIX(配当込み)<br/> ・ 外国債券 シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース。以下同じ。)及び世界BIG債券インデックス(除く日本円、ヘッジなし・円ベース。以下同じ。)の複合インデックス(パッシブ運用部分については世界国債インデックス及びアクティブ運用部分については世界BIG債券インデックスのそれぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの)<br/> ・ 外国株式 MSCI KOKUSAI(円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後)及びMSCI EMERGING MARKETS(円ベース、配当込み、税引き後)の複合インデックス(それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの)<br/> ・ 短期資産 TDB現先1ヶ月</p> |

ベンチマークの設定に関すること

| 国家公務員共済 | 国            | -   |       |         |       |       |       |     |  |        |         |    |       |      |     |     |     |         |      |    |    |     |      |      |     |   |     |   |      |    |    |     |
|---------|--------------|---|-------|---------|-------|-------|-------|-----|--|--------|---------|----|-------|------|-----|-----|-----|---------|------|----|----|-----|------|------|-----|---|-----|---|------|----|----|-----|
|         | 国家公務員共済組合連合会 | <p><b>積立金等の運用の基本方針</b></p> <p>第1章 基本的考え方<br/>第3節 基本ポートフォリオ<br/>3. 運用スタイル別資産配分</p> <p>国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式においては、パッシブ運用とアクティブ運用を併用することとし、アクティブポートフォリオ特性及び運用スタイル別資産配分については、次のとおりとする。</p> <p>アクティブポートフォリオ特性(目標)</p> <table border="1"> <tr> <th>目標収益率</th> <th>標準偏差</th> <th>情報レシオ</th> </tr> <tr> <td>2.5bp</td> <td>5.9bp</td> <td>0.4</td> </tr> </table> <p>(注1) 1bp(ベースポイント) = 0.01%</p> <p>(注2) 目標収益率は、ポートフォリオベンチマークを上回る超過リターンである。<br/>なお、ポートフォリオベンチマークは、次のとおりとする。<br/>国内債券 NOMURA BPI(総合)NOMURA BPI(超長期 11-)<br/>国内株式 TOPIX(配当込み)<br/>外国債券 シティグループ世界国債インデックス(除く日本)<br/>外国株式 MSCI コクサイインデックス</p> <p>(注3) 情報レシオ(IR)は、目標収益率を標準偏差で除した数値である。</p> <p>運用スタイル別資産配分構成 (単位: %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>パッシブ運用</th> <th>アクティブ運用</th> <th>合計</th> <th>乖離許容幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内債券</td> <td>100</td> <td>(3)</td> <td>100</td> <td>( ± 3 )</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>70</td> <td>30</td> <td>100</td> <td>± 30</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>100</td> <td>-</td> <td>100</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>80</td> <td>20</td> <td>100</td> <td>± 20</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 国内債券のうち、一部事業債について、委託運用によるアクティブ運用を行なう。</p> | 目標収益率 | 標準偏差    | 情報レシオ | 2.5bp | 5.9bp | 0.4 |  | パッシブ運用 | アクティブ運用 | 合計 | 乖離許容幅 | 国内債券 | 100 | (3) | 100 | ( ± 3 ) | 国内株式 | 70 | 30 | 100 | ± 30 | 外国株式 | 100 | - | 100 | - | 外国債券 | 80 | 20 | 100 |
| 目標収益率   | 標準偏差         | 情報レシオ   |       |         |       |       |       |     |  |        |         |    |       |      |     |     |     |         |      |    |    |     |      |      |     |   |     |   |      |    |    |     |
| 2.5bp   | 5.9bp        | 0.4   |       |         |       |       |       |     |  |        |         |    |       |      |     |     |     |         |      |    |    |     |      |      |     |   |     |   |      |    |    |     |
|         | パッシブ運用       | アクティブ運用   | 合計    | 乖離許容幅   |       |       |       |     |  |        |         |    |       |      |     |     |     |         |      |    |    |     |      |      |     |   |     |   |      |    |    |     |
| 国内債券    | 100          | (3)   | 100   | ( ± 3 ) |       |       |       |     |  |        |         |    |       |      |     |     |     |         |      |    |    |     |      |      |     |   |     |   |      |    |    |     |
| 国内株式    | 70           | 30  | 100   | ± 30    |       |       |       |     |  |        |         |    |       |      |     |     |     |         |      |    |    |     |      |      |     |   |     |   |      |    |    |     |
| 外国株式    | 100          | -   | 100   | -       |       |       |       |     |  |        |         |    |       |      |     |     |     |         |      |    |    |     |      |      |     |   |     |   |      |    |    |     |
| 外国債券    | 80           | 20  | 100   | ± 20    |       |       |       |     |  |        |         |    |       |      |     |     |     |         |      |    |    |     |      |      |     |   |     |   |      |    |    |     |
| 地方公務員共済 | 国            | -   |       |         |       |       |       |     |  |        |         |    |       |      |     |     |     |         |      |    |    |     |      |      |     |   |     |   |      |    |    |     |
|         | 地方公務員共済組合連合会 | -   |       |         |       |       |       |     |  |        |         |    |       |      |     |     |     |         |      |    |    |     |      |      |     |   |     |   |      |    |    |     |

|                           |               | ベンチマークの設定に関すること  |
|---------------------------|---------------|--|
| 私立<br>学校<br>教職<br>員共<br>済 | 国             | -  |
|                           | 日本私立学校振興共済事業団 | <p><b>長期勘定の積立金等の運用に関する基本方針</b><br/>運用における資産の構成に関する事項</p> <p>1 基本ポートフォリオ<br/>(3) ベンチマーク<br/>各投資対象資産のベンチマークは、別表2に記載する指標等を用いるものとする。</p> <p>(別表2) 各投資対象資産のベンチマーク</p> <p>国内債券<br/>・Nomura-BPI/Ladder 10 年を 60%、Nomura-BPI/Ladder 20 年を 40%の複合ベンチマーク</p> <p>国内株式<br/>・Russell/Nomura Total Market インデックス(配当込み)</p> <p>外国株式<br/>・MSCI All Country World Index (除く日本、配当込み、円ベース)</p> <p>外国債券<br/>・バークレイズ・キャピタル・グローバル総合インデックス(日本円除く、ヘッジなし、円ベース)</p> <p>短期資産<br/>・有担保コール(翌日物)</p> |